

令和6年第4回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和6年12月 3日
本日の会議 令和6年12月 5日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員	10番 安部都議員
11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員

欠席議員

3番 藤田明美議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	福本美也子君
係 長	江口美和子君	主 査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山口新吾君
住民福祉部長	宮崎伸之君	健康保険部長	山本昭彦君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	田中一之君
教育次長	宮司裕子君	企画財政部理事	荒木隆君
住民福祉部理事	細田愛二君	教育委員会理事	鳥山勝美君
情報政策課長	木須紀彦君	地域安全課長	山口聡一朗君
政策企画課長	中村元則君	財 政 課 長	北野靖之君
都市計画課長	前田将範君	産業振興課長	永石大祐君
福祉課長	川内佳代子君	健康保険課長	森本陽子君
上下水道課長	高橋庸輔君	教育総務課長	久原和彦君
生涯学習課長	中尾盛雄君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時48分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。通告順に発言を許します。通告順6、堤理志議員の①令和7年度の予算編成について、②図書館往復専用タクシー補助について、③本町の治安強化の必要性についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さん、おはようございます。それでは早速質問をさせていただきます。まず1番目、令和7年度の予算編成について質問をいたします。自治体の存在目的は、地域のことは地域で決めることと、地方自治法第2条にある住民の福祉の増進を図ることと認識をしております。辞書で福祉を調べますと、幸福、生活の安定や充足といった意味であることとしております。本町は、幸福度日本一のまちづくりを標榜しております。そうした意味でも地方自治の本旨に基づいて幸福度を高めていく努めがあり、議会としても住民福祉の向上を追求していく必要があると考えます。現在、国際的に政情不安定の中で可処分所得が物価の高騰に追いつかない下で、町民生活をいかに守り、住み続けたいと思っただけの行政運営が必要と考えています。隣の時津町は、常に切磋琢磨する良きライバルであると思います。今年度の当初に時津町長が発表した令和6年度施政方針に目を通しましたが、本町を強く意識した施策を講じていると感じました。その一つは、生活困窮者へのファイナンシャルプランナーによる納税相談の充実であるとか、健康ポイント制度、こういった制度は、長与町の良い点を取り入れております。また、高齢者交通費助成事業の拡充、健康奨励金の支給、学校給食における物価高騰に伴う食材費増額に対する保護者の経済的負担をかけないための補助を当初予算から計上するなどは、住民福祉で本町を上回りたいとの意気込みを感じました。令和6年度、本町は町長選挙に伴って当初予算は骨格予算でありましたが、令和7年度の予算編成に当たっては、町長が目指す幸福度の向上をさらに具体的に打ち出す予算であってほしいと考え質問をいたします。1点目、高齢者の外出機会の増加を目的に、時津町並みに抜本的なこうした制度の拡充を検討する考えはありませんか。2点目、77歳到達者に支給していた長寿祝金は廃止となりましたが、後期高齢者の出発点である75歳到達者に、ここはすいません、字を間違っております、奨励金ではなくて奨励金に訂正をお願いしたいと思いますが、奨励金の創設を検討する考えはありませんでしょうか。3点目、来年度も物価高騰が継続する可能性が高いと予想されることから、給食食材費の物価高騰相当額補助を当初予算から検討する考えはありませんでしょうか。

次に2番目、図書館（複合施設）往復専用タクシー補助について質問をいたします。複合施設の設計がほぼ固まりソフト面の検討が開始されていると思います。建設予定地が周辺より標高があるため、私そして複数の同僚議員から高齢者や障害者も公平に利用できる対策を要求する意見が上がっております。町も対策の必要性は否定していません

ので、検討しているさなかだというふうに考えます。そこで一つの提案ですが、車の免許証を返納した高齢者や運転が不可能な障害者など一定の要件に当てはまる町民に対して、年間48枚、これは月に2回往復する、借り行くことと返すことを想定しているわけですが、こうした複合施設往復専用のタクシー補助制度を提案をいたします。前向きに検討ができないか、お伺いをいたします。

3番目は、本町の治安強化の必要性についてであります。大都市部で頻発している凶悪犯罪、そして詐欺電話、不審者、催眠商法可能性事案が近年、本町でも発生しているように思われます。このような状況に鑑み、より踏み込んだ住民への注意喚起、警察との連携強化が必要と思われます。詐欺、不審電話などについては、被害防止を目的に自治会、老人会、各コミュニティにおいて、事例の紹介それらへの対応方針など対策をされているとは思いますが、さらに強化ができないか、この見解を伺います。以上よろしくお願いたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さん改めておはようございます。今日最初の質問者であります堤議員の質問にお答えをしたいと思います。1番目3点目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私からは1番目1点目、2点目と2番目、3番目のご質問についてお答えをいたします。まず1番目1点目でございます。令和7年度の予算編成につきまして、高齢者の外出機会の増加を目的に抜本的な制度の拡充についてというお尋ねでございます。現在、本町が行っております高齢者交通費・健康づくり助成事業の目的としましては、高齢者の社会的活動の参加の機会を増やすことで生きがいを高め、ひいては介護予防につなげることでございます。対象者の条件は、本町に住所を有するものでありまして、その交付する年度におきまして満70歳以上であるものとするというもので、全ての70歳以上を対象者としておるところでございます。議員ご提案の時津町の制度につきましては、対象者とする条件が70歳以上で運転免許証をお持ちでない方に対し、助成する制度となっているようでございます。本町では令和4年度に見直しを行った事業でございますので、制度拡充は現段階では考えておりません。しかしながら、今後につきましては、厳しい財政状況も勘案しながらではありますけれども、時代に即した効果的な事業となるように町民のご意見や近隣自治体の制度も総合的に検討してまいりたいと、そのように考えております。次に2点目の75歳到達者に奨励金の創設についてのご質問でございました。77歳到達者への長寿祝い金廃止につきましては、高齢者に関するニーズが多様化している中、ご高齢者の外出の機会や健康づくりを支援することを目的として、70歳以上のご高齢者を対象に高齢者交通費・健康づくり助成事業を拡充することとしたため、現在のところはこれに代わるお祝い金は考えていないわけでございます。しかしながら先ほど申し上げましたとおり、高齢者に

関する施策につきましては時代に即した効果的な事業となるように、町民のご意見や近隣自治体の制度も参考に総合的に検討してまいりたいと、そのように考えております。

大きな2番目、図書館（複合施設）往復専用タクシー補助についてでございます。現在、自動車運転免許証を自主返納したご高齢者に対し、長与町高齢者運転免許証自主返納奨励事業として、自家用車に代わる移動手段である路線バス等で使用できるエヌタスTカードを交付をしておるところでございます。また、運転することが難しい障害者など一定の要件に当てはまる町民に対しましては、長与町障害者福祉タクシー利用券およびガソリン利用券交付事業として、タクシー料金の一部助成や自家用車利用の方には、ガソリン代の一部助成を行っております。このように図書館限定ではございませんが、利用が可能な同様の助成制度が存在をしております。そのため個別の施設を限定とした補助制度については、現在のところ考えていないところでございます。

3番目の本町の治安強化の必要性についてのお尋ねでございます。詐欺、悪質商法などの対策といたしましては、警察と連携の下、毎月広報で最新の手口を紹介するほか、被害拡大の恐れがある場合は、防災行政無線やSNSを効果的に活用し、被害防止に努めているところでございます。また、自治会等の団体を通じまして消費生活出前講座の実施につきましても、積極的な申し込みをお願いしておるところでございます。特に今年度は8月に民生委員児童委員の皆さまに講話を実施したことにより、その後、例年より多くの団体にお申し込みをいただいている状況でございます。この消費生活出前講座では、悪質商法やニセ電話詐欺をはじめ、それに付随する犯罪の手口もお話しさせていただいております。今後も引き続きさまざまな手段を通しまして、あらゆる犯罪からの被害を防止する情報発信等により注意喚起を行うなど対策を強化することで、被害防止に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目3点目、給食食材費の物価高騰相当額補助についてのご質問につきましてお答えいたします。令和6年度の学校給食費につきましては、本年2月の学校給食運営委員会におきまして、児童生徒に必要な栄養価を満たし、食材の価格高騰を考慮した適正な学校給食費についてご審議いただき、その結果を受けまして令和5年度より1食単価を30円値上げし、小学生の1食単価を275円、中学生の1食単価を332円といたしました。この値上げにつきましては、本年3月議会におきまして令和6年度の当初予算にてご承認いただくとともに、学校給食費の負担者である児童生徒の保護者の皆さまならびに学校関係者にも周知し、ご理解をいただいております。令和6年度は子育て世帯の支援に充当可能なコロナ交付金がございますので、それを財源に本年6月議会の2号補正におきまして、児童生徒の1食当たり30円の値上げ分を補助し、保護者の皆様からは令和5年度と同額の学校給食費を徴収して、学校給食を運営しております。し

かしながら、学校給食費の決定後、明らかになった飲用牛乳の値上げに加え、野菜や精肉等の生鮮食料品や米の価格高騰は予測を大きく超え学校給食の安定的な提供に苦慮しております。昨今の物価高騰により生活費や教育費の捻出にご苦労されている子育て世帯が少なくないことは、教育委員会も重々承知しておりますが、令和7年度の学校給食費につきましては、さらなる値上げを検討せざるを得ない状況であることをご理解いただきたいと存じます。なお、コロナ交付金につきましては、今後新たに交付される予定はなく、現段階では令和7年度の学校給食費の補助に資する財源はございません。従いまして、現段階では物価高騰相当額の補助を当初予算から検討する考えはございませんが、今後、国庫により子育て世帯の支援に充当可能なその他交付金等がございましたら、給食費の補助に活用できないか探ってまいりたいと存じます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そしたら再質問をいたします。今回の質問に至った経緯を簡単にちょっと説明をさせていただきたいと思うんですが、先日、偶然今年度4月に発行された時津町議会広報をちょっと見る機会がありまして、それを見ておりますと、令和6年度の当初予算の議員と執行部側の質疑の状況が書かれておりました。その中で交通費助成とか高齢者の奨励金の政策の打ち出しを見まして、随分隣の自治体とこの辺りは違っているんだなということで、ある意味ちょっと驚きを感じておりました。さらに私もちょっと気になりまして、時津町長の施政方針がインターネット上に掲載されておりましたのでその中を読んでいますと、先ほど上げました交通費助成と高齢者の奨励金の他に、学校給食についてもこの物価高騰の中で保護者に経済的負担をかけることなく、栄養バランスの取れた給食を提供したいというトップのそういう考え方から、食材費の購入の補助をするということが書かれてありました。私は冒頭にも申し上げましたとおり、これは時津町が恐らく長与町に追い付き追い越そうということで、そういうやっぱりライバル、一つのライバル心を持って対応されてるなというふうに思っていて、それならそうということで、やっぱり長与町もそれにぜひ負けないように手だてを打ってほしいという思いから、そういう思いから質問をさせていただいた次第であります。それからちょっと過去の経緯をご存じない方もいらっしゃるかもしれないので、この高齢者の交通費・健康づくり助成事業について、このいきさつなんですけれども、これまで敬老祝い金100歳と77歳に出していた分を一部減額したり、あるいは77歳の方はもうなしにするというふうにして財源を捻出して、バス券、タクシー券、入浴施設の利用券等、この3つから選んで利用できるというふうにしました。これは当時1,500円、年額1,500円だったものが2,500円に上がったということで、その分は敬老祝い金は削減したけれども、そういった助成を拡充しましたよということだったというふうに思って、このときも実はもうご承知のとおり議会の中でももう大変紛糾しまして、もうこれは恐らく否決にな

る、もうほぼほぼ否決になる状況だったのがちょっといろいろありまして、何とか可決になって、私反対したんですけども、可決になってこれが通ったという状況がございました。それから一方時津町を見ますと、77歳に支給されていたこの長寿祝い金は1万円ですね。これを75歳に繰り下げて、これからぜひ後期高齢者の入口ですけども、頑張ってもらいたいというような趣旨から繰り下げたということが、条例に、目的として条例に記載がされておりました。これは高齢者の交通費助成事業は8,000円だったものが9,000円に増額して、免許を持たない70歳以上の町民もしくは長崎バスの支払いに利用できるエヌタスカードかVポイント、エヌタスマネーに9,000円分を付与するというサービスであります。ちょっとここまでざっと時津と長与の経緯的なものを紹介させていただきましたが、この認識で基本的にこういうものだということを私説明しましたが、この点については、おおむね間違いがないものかどうか、確認をさせていただければと思いますが、分かる方どなたかいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

私の方でも時津町の施政方針の方を読ませていただきました。また、高齢者の交通費助成、あと敬老祝い金、健康奨励金の方でございしますが、こちらの方には時津町の実施している高齢者福祉事業一覧の方にも令和6年4月1日現在からということで、掲載があったことを確認しております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

この一連の流れというのはほぼそのとおりだということで、共通認識ということで理解をいたしました。そして、もう一つやっぱり今大事なものは、移住定住を時津、長与、長崎市でいかに人口流出を食い止め、とどまっただけかということがやっぱり大事な課題になってるというふうに思いますので、長与町も教育であるとか、子育て支援はやっぱり一歩抜きん出て頑張ってもらいたい。そういう点は当然あるということはいまもうPRして、私たちもPRをしておりますので、劣っているというか、かなっていない点については指摘をしますけども、そうじゃない先進的な部分もあるというのは、重々承知をしているわけでありまして。長崎市の移住サポートのホームページ、長崎移住ナビというものがありますけれども、この中でちょっと私も気になって時津町のPRのページを見ますと、そこに中ほどの見出しのところ、目指すのは誰もが住みたい、住み続けたい町、進化を続ける文化の町と書いてありました。つまり移住してもらおうきっかけだけではなくて、住み続けたい、継続して住みたいというコンセプトを時津町はうたっております。恐らくこの住み続けたいという中で、長年住んでいただいた高齢者にもちゃんとサポートをしますよっていうところで、先ほど申したような高齢者のサポートも

対策を打ち出して、ぜひ時津に住んでほしいという、そういうことなのかなというふうには私は理解をいたしました。この交通費助成の違いのことが、実は私も何人かの住民の方から「時津町と金額が違うよね」という、「何とかならんとね」というような声をちらほらいただいて、「そうなんですよね、もちろんいろいろと利用できる区分が区分けが違ったりというのもあるんですけど」というような説明はするんですが、やっぱりちょっと金額の差がかなりあるもんですから、住民の方はそこを見て「何とか時津並みにならんとやろうか」というような声があるんですが、役場の方にそういった声というのは上がってきてないのかですね。住民の方から上がってないのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

役場の方におきましては、窓口等で健康づくり助成事業の方の交付を行っているところでございますが、こちらに取りに来られる方からのお声といたしましては、全然ないとは申し上げることはできないかとは思いますが、今回令和4年度に1,500円から2,500円に上げさせていただいた件についての上がったからってということのお声の方を多く聞くような状況になっております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。今の町長の答弁でも見直さないわけではなくて、今のところはこれでいくけどもやっぱり時代に応じて総合的に判断をしながら検討をしていくという答弁ですので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。一つはやっぱりはっきり言ってそれを見て私もちょっと長与町民でもありますし議会にもおりますので、ちょっとこういう点で差をつけられるとある意味悔しい思いをしまして、皆さんもやっぱり悔しいなと思っていただきたいなと思うんですよね。負けてなるものかと。やっぱり一つは財政の問題もあろうかと思いますが、財政のことはまた後でちょっと触れさせてもらおうとしまして、ぜひ圧倒的に長崎市や時津町の方がこの交通助成なんかは大きいよねということになると、やっぱり移住先、定住先が長崎市や時津町の方に行ってしまうということにはならないような方向のためには、こういったものも平準化というか、していく必要があるということをお願いしたいと思います。それから学校給食ですけども、大変厳しいということで値上げを検討せざるを得ない状況じゃないか、令和7年度は。コロナ交付金もないということでもありますけれども、ただ、その他交付金が国の交付金などがあればぜひってところでなんですけど、利用できる交付金があれば極力値上げは抑えたいというのは教育委員会の考え、これ確認したいんですが、そういう考えなのかどうかですね。お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

その他交付金がございましたら、これは教育委員会だけっていうわけにもいきませんので、庁内での協議等々、その交付金をいかに活用していくかという協議が必要となりますが、教育委員会としましては、子育て世帯の支援に充当可能な交付金であれば給食費の補助を検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そこでちょっと私が仕入れた情報なんです、11月22日に内閣府の地方創生推進室とデジタル庁の連名で、都道府県と市町村宛てに重点支援地方交付金の追加について、なんか首を前に振っておられるのでご承知かと思いますが、そういった文書が発出されているというふうに理解をしております。その中でこれもちょっと確認をしたいんですが、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めてほしいと。急いで予算化の検討をしてください。まだ国会で採決をされてないけれども、準備はどんどん進めてくださいねというふうに言われております。その中に推奨メニューの中に物価高騰対策のための項目で、小中学校の学校給食費の支援ということが具体的に推奨メニューの中に明示されておりますので、ぜひこれをやはり手を挙げて長与町として予算化したいということで、明確にする必要があるんじゃないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木企画財政部理事。

○企画財政部理事（荒木隆君）

今議員ご指摘のとおり11月22日にそういった文書が発出されて、国の方でも国会の予算の中で今議論がなされているという情報が入っております。まだその予算規模っていうものが6,000億円程度だろうという情報ぐらいしか入っておりませんで、本町に幾らそれが配分されるのか、あと詳細な重点支援、地方交付金のメニュー、推奨メニューを一定示されておりますけれども、これが今後確実なものが出てくると思います。それに先立って検討をとということでございましたので、本町におきましても内部でどういった事業が考えられるか、給食費の支援も含めて全庁的に今検討しているというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

もちろん物価高騰対策というのは学校給食費だけじゃなくて、その他のことでもいろ

いろ考えないといけないので、割り振りの問題はあろうかと思います。国は早期に予算積算をして、準備をどんどん前向きに進めていってくれというふうに言っているので、言ってるということと。それから今年もそうだと今度もそうだと思うんですけども、3月議会に提出される補正予算は、次年度の令和7年度の予算とある意味一体的に予算としては別々ですけど、実質的な町の財政運営としては一体的にそれが運営されるっていう面もありますので、ぜひ補正予算と本予算と一体的な中で、この学校給食費を何とか物価高騰分を捻出できないのかと。その辺りを総合的に検討するということは考えられないか。この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（荒木隆君）

今ご指摘いただいた部分についても併せて当初予算、あるいは今年度の補正予算という形での検討を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひいろんな財政の取り合いも他にもありますけども、ぜひ教育の町で売っているということもありますし、時津町もそっちで頑張るならうちは教育の方で頑張るぞというようにいろんなやり方もあると思うので、ぜひこの辺りも努力をしていただきたいというふうに思います。それから財政問題についてなんですけれども、9月の決算審査のときの総務委員会の中で、財政課長と決算剰余金の問題で若干議論のやりとりをいたしました。この中で私と課長のやりとりっていうのが大まかに言いますと、一般会計決算で決算剰余金が10億円ほど余りましたねと、そのうち法定の基金繰り入れというのが5億円ほどありますが、それを差し引いても5億ほどが残って、こうした余力をやっぴりかたく見積もって余力を残すというのは家計でもそうですし、一定そういうのが必要だということも私も分かりますよと言った上で、しかし、ある意味でせっかく余った分は、いや余った分はというか、そういうものがあるんだったら逆に言えばもっと住民サービス、住民福祉の向上に役立てるということはできなかったんでしょうかねという質問をいたしました。これに対しまして財政課長の方から大きく二つの点が答弁がありました。一つは、長与町の財政は単年度の実質収支でいきますと赤字であるんですよと。要するに基金を取り崩していってるというのが一つは実態としてありますということです。それからもう一つは、財政課の考えとしては、この実質収支、要するに剰余金ですね。剰余金というか剰余金というか、これを多く取っておきたいという考えは全くございませんと。ここ何年か10億円ぐらいで推移していますけども、この金額は非常に多いと思っておりますと、やっぱり多いなど。「私たちもここが少なければもっと他のサービスに回せたんじゃないかと思っております」という答弁がっておりますよね。ちょっとこれ

もちよつと議会前にそのやりとりしましたよねって確認したんですが、課長、こういうやりとりがあったことは間違いないですよ。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今まさしく堤議員が言われたとおり間違いはございません。説明をさせていただきますけども、議員ご指摘のとおり実質収支額ですね。これはここ何年かはおよそ10億円ぐらいで推移をしております、多い状況でございます。結果として多く余っている状況ではございますけれども、おっしゃるとおり所管課としましては、実質収支額を多く取っておきたいとか、また、多く余らせたいという考えは全くございませんで、なるべく実質収支額を少なくして、もっと当初予算時点で予算の配分ができないかと考えております。ただ一方で、単年度収支と実質単年度収支につきましては、今おっしゃっていただいたとおり、マイナス、いわゆる赤字でございます、基金を取り崩さないという予算を編成できない状況が続いておりますので、財源に余裕があるというわけではございません。実質収支額およそ10億円ですね。これが多くてたくさん余ってるように見えるかもしれませんが、単年度で見た場合はマイナスでございます。そのバランスを考えながら今議員おっしゃっていただいたより多くの住民の皆さまの福祉の向上サービスを提供できるように、適正な予算の配分に努める必要があるかなと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

全くそのとおりですよ。私それで時津町はどうかということ、非常にちょっと今回一生懸命調べたんですよ。時津と長与の財政の比較を自分なりにいろいろと資料を取り寄せて、歳入についてはもうそれぞれ財政規模とか、町の成り立ちが違いますから違いますけれども、歳出の例えば民生費や何だ、教育費は何だの、この負担割合をずっと比較してみたりいろいろ研究しました。それで若干やっぱり時津町の方が財政的にはちょっと有利なのかな。ただ極端に明らかに時津町が有利だという状況でもないということと、あと時津町もやはりそういうさまざまなそれこそ区画整理をやったり、さまざまな行政をやる中で財政的には決して豊かではなくて、時津町もやっぱり基金を取り崩してその分は手当てをしているということが書いてありましたので、その点は何ら時津町も長与も決して豊かな状況ではない中で、いかにその中で住民の幸福度を高め、なるべくそれぞれの町に多くの人に来てもらいたいという、そういう切磋琢磨がされているというふうに思いますので、ぜひ時津町が特別有利なわけじゃないので、ぜひ細かく精査をして、長与も金額は積み上げてはいるというふうには思いますけれども、今後研究をしていくということですので、ぜひ負けないように切磋琢磨するような形をぜひ頑張っていただきたいと思いますと思うんですが、町長、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今堤議員のお話を聞いて大変私も頼もしくうれしく思っているところであります。ご案内のとおり今長与町は、財政の方は非常に今いろんなやりくりをしていただいております。といいますのは、今高田南土地地区画整理事業はじめ、いろんなハード部門が今たくさんあるということですね。それだけ町が動いてるわけでありまして、例えば図書館と健康施設が来年から始まるとか、それから国道207号の問題であるとか、それから浄水場ですね。長崎市と長与町でやります浄水場の設立であつたりとか、いろんな問題が今一遍に出てきているというな町の動きがあります。その中でやりくりをしながら、そして、幸福度日本一の町という私標榜をさせていただいておりますけれども、皆さん方が豊かになるような、そういった地域社会が豊かになるような方策にどう予算を充てていくかというようなことで、こうして議員の皆さん方ともお話聞きながら、どれにお金を充てようかというようなことですよね。先ほど申し上げましたように、例えば1,500円から2,500円に上げましたけれども、これもいろんな工夫をしながらもう少し上げていって、そして皆さん方が使えるお金が、自由に使えるお金が増えるように、そういったことも今研究しておりますし、そういった形で皆さん方が地域社会が豊かになるようなことをこれからも考えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

了解いたしました。次に図書館の往復タクシー補助という提案についてなんですけれども、この答弁については、いろんな福祉の手だてでタクシー補助とかいろいろやってくるんだということでもありますけれども、私がやっぱり気になるのは、長与町がもともとが現図書館の予定地に造るっていうのをさまざまな事情から現在予定している土地に移すっていうことになりましたと、当然文化ホールのとくも非常に問題になったんですが、高台に造った以上、そこに行けない人たちの手だてというのが、どうしても必要になってくると思っております、それを考えたときにどういう手があるのかなって。一つはハードで私も同僚議員からも提案があつた橋を架けるとか、エレベーターを付けるとか、そういうのも提案したけども、いや財政的に厳しいんですよという。じゃあ何ができるかな、バスだったらどうかと思ったけど、バスだったら今度車椅子の方が乗れないよねと、そうだったらタクシーしかないんじゃないかなと思ってこういう提案をしたんですが。やっぱりそういう標高が一定ある所に図書館を造った以上は、そういった方々、誰もが使えるように手だてを取らないといけないと思うんですが、その辺りは現在の制度で十分なのかというのはちょっと私疑問なんです、このやっぱりタクシー制度とい

うのを検討すべきじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちらは私ども所管の話でちょっとお話をさせていただきたいと思います。私どもだけでも公共施設と呼ばれてる分で、まずは公民館等の社会教育の施設、グラウンドとか体育館を含めた総合運動公園、こういったところのスポーツ施設、先ほど議員からもおっしゃられました文化ホール、こちら文化施設ですね。こういった形でさまざまな施設を所管しております。このいろんな施設に行くときに全てになかなかそういった補助じゃないですけど、タクシーという形でやっていくというのは難しいと思っております。そのため図書館のみという形での補助制度ですね。これはちょっと難しいのかなと思っておりますし、言われましたとおり標高が高い所も文化ホールとか、それ以外でも現図書館と変わらないぐらいの高さの所にある公共施設もさまざま存在します。そういった分の平等性を考えると、今回のように図書館のみという形では難しいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

他の公共施設との平等性、公平性という点でおっしゃったわけなんですけど、基本的に長与町内の公共施設というのは、各集落になるべく、過去から分散して町の形態が放射状になってるもんですから、やっぱりそういう拠点拠点到館を設置しておりますよね。ですから比較的歩いて行ける距離に公共施設があるという点で、それはそれで非常に長与の特性に合ったやり方だと思いますし、あと文化ホールについては高台なんですけど、これもやっぱり当時の議事録を見ますと、他のもう今引退された議員ももう住民から相当怒られたんだということで、一般質問でもうものすごい怒られてるんだということ、何で山の上なんだということで、やっぱり言われてるっていうのがありました。それで文化ホールについては、私は一定手だてが取られてると思うんですよ。それはモノレールを設置して、確か高齢者は無料で利用できて上っていけるんですよ、それを利用して。あとはもう平坦なやや勾配ありますけど、ほぼ平坦な所で高齢者も行き来ができるということがあります。それともう一つ私は図書館の役割というのは、やはり他の公共施設とはまたちょっと次元が違う重要な役割があると思っております、一つはやっぱり障害の有無とか年齢に関係なくて要するに知識とか学びの場なので、そういったハンディに関わりなく平等に利用できる機会を提供するというのが、非常にこの世界的にこの図書館の役割として、ここがやっぱりポイントだというふうに言われています。他の文化施設ですと例えば特定の、文化ホールだったら演劇であるとか、音楽鑑賞であるとか、ある一定特定の演目を見るという一つの目的があるわけなんですけども、図書館というのは、非常にオールマイティー、全ての分野にまたがって横断的にまたがって

学びですね。学びの場を提供するという点では、誰しものが利用できないといけないというふうの一つは考えます。それからもう一つは、情報リテラシーの教育の場としても今非常に重要じゃないのかなと思っております。いろんな物の本を読んでもみますと、図書館というのは情報を批判的に評価し、正しい情報を選び取る能力（情報リテラシー）の向上を支援する役割があるということですね。これはもうそのとおりですよ。ご承知のとおりだと思うんですけども、昨今特にインターネットの社会でインターネット上を見ますと、もうさまざまな情報が渦巻いておまして、これもよく言われるフェイクニュースであるとか、ニセ情報であるとか、こういうものを利用してのさまざまな犯罪なんかも行われているということで、こういう玉石混交の中からいかに情報を正しく選択し、それを見極める力っていうのはやっぱりネットじゃなくて、やっぱり本、書だと思えるんですよ。やっぱり学び、学校教育での学びとかあと生涯学習、大人もやはりそういうものの学びの中でそういうものに触れてこそ、批判的に考察して情報を選び取る力を養う。これは子どもたちに関しておっしゃっておられましたけども、生涯学習いわゆる大人の社会教育という点でも非常に私は重要な役割を持っていると思うので、ぜひそこにアクセスするのに高齢者も障害者もやっぱり関わりなく利用できるというのは非常に重要な点で、そこのお金をけちってはいけないのかなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

ご提案とさまざまな子どももまた未熟な部分もありますので、情報をいただきましてありがとうございます。やはり子どもとしてはその公平性、公共性という部分でなかなか難しいのかなと思っておりますし、図書館を利用するのみならず、やっぱり本に触れるという方向性の下から単独での所管としての考えになりますけど、図書館には行けない人でも近くの公民館には行ける。そういう人たちのために公民館との連携をしっかりとさせていただいて、本を運ぶ形での身近な所で希望する本が借りれる。こういった形での策を今後進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

各館に図書を置いてそここのネットワークを結ぶというのは町の方針、図書館の方針でもありますし、そこも十分重要でやってほしいと思うんですが、やはり本館と地域地域の館とでは、もう圧倒的な物量の差がありますし、開架冊数、蔵書数がもう全く違うので、いろんな本を目で見ながら新しいこの書との出会いという点では、やっぱり本館の方とはもう比較にならない点がありますので、その辺もあるということ、もう十分ご承知、そういったデメリットといえますか、そういう問題もあるということは、十分私

から言われることじゃなくて、もう重々ご承知のことだと思いますので、ぜひこのアクセスの問題はぜひ引き続き、もう今やりますやしませんは結構ですけども、ちょっとこのアクセスの重要性というのは必要だと思っていらっしゃるかどうかな。ここだけは確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

いろいろな面で検討を進めるということは大事だとは考えております。人を運ぶか本を運ぶか、どういった形で図書館との連携、先ほど言いましたその場で見れるということも大事でしょうし、今度先ほどの追加になり、追加といったら補足になりますけど、公民館等でも全ての書籍の情報を見れるような形でやるようなことも考えております。ここはどこまでできるかという部分は今明言できませんけど、そういった形で本と出会う図書館との連携というものを模索していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次は3番目の被害防止の件なんですけれども、現在この地域でどういういった状況になっているのか。この件数とか、被害件数とか、被害額とか、この辺りの状況が分かればお知らせいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

詐欺の方には大きく分けまして2種類の詐欺の形態がございますので、それぞれの統計についてお答えをしたいと思います。長崎県内の令和6年10月末のニセ電話詐欺の被害認知件数は141件で、被害総額は約1億4,222万円となっております。次に、SNS型ロマンス詐欺の被害認知件数は138件で、被害総額は約8億5,018万円となっております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

これは県内の全体の状況だということですね。今おっしゃられた件数それから被害額とも特に被害額というのは億の被害額が出ておりますので、当然その中にはこれは推計でしかありませんけども、当然長与町の住民が被害に遭われている状況があると想定しておいた方がいいというふうに思います。それでこれらに対してじゃあどういう手だてが取られてるのかということをお伺いしようと思いましたが、一定お話がありましたけれども、講話をやって申し込みも多くなっているという状況ですけども、こ

の講話というのがどういったもので、どういった効果があるのかですね。もう少し詳しくとか、話せるものがあれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ただ今申し上げました講話の方ですけれども、今自治会などの団体を通しましてお申し込みをいただいております、お申し込みがございましたら職員の方が出向いて、講座の方を行わせていただいております。時間にしますと60分から90分ですね。結構ボリュームのある資料を使いまして、点検商法などの悪質商法やニセ電話詐欺などの現状と対策など、具体的な事例を交えまして報告の方をさせていただいております。この講話を通しまして皆さまから大変講話については好評を頂いております、講話を聞いていただければ詐欺の防止には十分効果があるものと認識をしております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。私メールで警察のいろんな犯罪情報なんかが私の方に来るように設定をしておるんですけども、ほぼ毎日と言ってもいいくらいこういう被害詐欺被害の状況があつてますとか、いろんな犯罪の一手手前のような状況があつてるとかというのがかなり来ております。やっぱり詐欺にしろ、さまざまなSNS型の投資詐欺にしろ、やっぱり特に今後高齢化が進んできます中で、例えば電話によって信じ込ませて、犯罪にどんどん巻き込まれているというような状況も増えているんじゃないかと思うんですよね。それで、何て言ったらいいでしょうね。これを今、町民の自治会や老人会が町としてこういう取り組みはやってるんだというのは、キャッチできるような状況というのはなっているのか。要するにもう少しプッシュ型でこういう町民の被害防止対策をやってますよというのをもう少し積極的に押し出すというようなことはやられているのか。それともっとさらにそれを発展させる考えはないのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先ほど町長答弁で申し上げましたように、今年度民生委員児童委員の協議会の方に出向きまして、こちらの方からお願いして、こういった講話をさせていただけないかというお願いをしまして実施をさせていただきました。その効果といたしまして、地域の方に持ち帰ってご紹介をいただきましたことによりまして、大変多くの講座の申し込みが現在あつているところでございます。今後もこのように私どもから人が集まってる場所の方に講座をさせてもらえないかとお願いをしながらこの取り組みの方を進めてまいりたいと思っておりますので、できる限り多くの方にこの講座を聞いていただく機会を今

後はこちらの方から作っていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。先ほどの答弁で講話が60分から90分、1時間から1時間半ぐらいあるということで、例えば講師の先生がこの1時間、1時間半ずっとしゃべって、手元に資料があってこれをずっと読むとかなり高齢者にとってしんどいかなと思うんですが、そういう問題はないのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

実際講話を聞いた方からのお話によると、大変退屈もしないし話の方も上手に展開をしております、今実際起こってることを中心にお話をされておりますので、VTRも使っておりますし、大変分かりやすいことになっておりますので、ぜひ皆さんにお聞きいただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

この講話をされる方は、例えばこの日に設定した、自治会が設定したらすぐ来れる方なんですかね。町が、要請したらすぐ来れるような体制になってるのか。この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

問い合わせがございましたら当然事前にご相談いただきまして、日にちを調整させていただきたいと思っておりますが、土日も含めまして職員も対応できるように、できる限り対応してまいりたいというふうに考えております。全てが対応できるというわけではございませんけれども、できる限り日程の方を合わせていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

このこうした特殊詐欺とかSNS型投資とか、ロマンス詐欺とか、やっぱりこのネット社会の中でこれを悪用して、こういったものがいろんな何ていうかな、思いも寄らぬいろんな手をあの手この手でやってこられると思うので、ぜひこういった活動を充実させて町民の被害が最小限に抑えられるように、ぜひ今後とも引き続き努力のほどをお願い

いして私の質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時29分～10時40分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順7、松林敏議員の①有機フッ素化合物について、②公共施設の更新計画について、③高田南土地区画整理事業地内の保留地の一般競争入札についての質問を同時に許します。

6番、松林敏議員。

○6番（松林敏議員）

それでは早速質問に入ります。①有機フッ素化合物（PFAS）について。水道水の有機フッ素化合物PFAS汚染がメディアに取り上げられ、安心安全が当たり前だと思っていた水道水に多くの住民が注目していることから、以下の質問をいたします。（1）国の暫定目標値では、PFASのうちPFOAとPFOSという2種類の物質についての目標値があり、町ホームページの水質検査結果では、浄水、原水ともに目標値内であったが、この数値についてどのように考えているのか。（2）長崎市との新浄水場共同整備事業が進められているが、本町の水源となるJR長崎トンネル湧水についての水質検査は行われているか。また、長崎市の水源である浦上ダムと萱瀬ダムの水質検査は行われているのか。（3）PFASは人工的に作られた有機フッ素化合物の総称で、水や油をはじくことから泡消火剤、フライパンのコーティング、撥水スプレーなどに使用されていたようです。新浄水場の3つの水源に影響を与える範囲に、過去にさかのぼってPFASを取り扱う事業所が存在していたかどうかの調査が必要と考えるがどうか。

②公共施設の更新計画について。本町の公共施設の更新計画について、町公共施設個別施設計画によると、これから30年以内に目標使用年数を迎える施設がたくさんあり、学校施設も30年以内に更新を必要とする施設があると考えられることから、以下の質問をします。（1）老朽化した公共施設の更新は、更新費用の支出を平準化するためにも、早めに取り組むべきだと考えます。ふれあいセンターの目標使用年数が2030年、長与町公民館の目標使用年数が2032年となっており、この2つの施設の更新が迫っていると思いますが、何か計画はあるか。（2）本町の令和5年度決算の将来負担比率はマイナスでありました。公共施設の集約化、複合化のための地方債や脱炭素の推進のための地方債など交付税措置率の高い地方債を利用し、老朽化した公共施設を更新することは大変有意義だと考えるが、町の財政計画はどのように考えているか。

③高田南土地区画整理事業地内の保留地の一般競争入札について。高田南土地区画整理事業地内の保留地（宅地）を売却するために、令和4年度に12宅地、令和5年度に4宅地、令和6年度に4宅地に対して行われた一般競争入札について、以下の質問をし

ます。(1) 令和4年度の12宅地は入札者数も多く12宅地全て売却されたが、令和5年度は4宅地のうち2宅地が入札者なし、令和6年度4宅地のうち3宅地が入札者なしであったが、この結果をどのように考えているか。(2) 高田南土地区画整理事業地内に保留地はあとどのくらいあるか。(3) 保留地の販売方法として、あらかじめ売却価格を決めて抽選で当選者を決める方法もあり、こちらの方が販売価格の上昇を抑えることができると思うがどうか。以上、質問します。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは松林議員の質問にお答えをいたします。1番目1点目でございます。大きな1番目、有機フッ素化合物（PFAS）について。1点目がPFOS、PFOAの水質検査結果についてのお尋ねでございます。本町水道事業におけるPFOS、PFOAの水質検査結果につきましては、議員ご認識のとおり、全ての浄水場の原水および浄水ともに暫定目標値を下回っておりまして、水道の水質に関して問題がないことから、安心してご使用いただけたと考えております。2点目の新浄水場で使用する水源の水質検査についてのご質問ございました。長崎市では令和5年度に全ての浄水場におきましてPFOS、PFOAの水質検査を実施をしております、検査結果は長崎市のホームページで公開されておるところでございます。新浄水場で使用する水源でございますけれども、現在長崎市の浦上浄水場および道ノ尾浄水場の水源でございます、水質検査結果は両浄水場ともに暫定目標値を下回っております。が、しかしJR長崎トンネルの湧水、これにつきましてはポンプの更新中であるため令和5年度の水質検査結果に含まれておりません、取水ポンプの更新が完了し再開した後に、浦上ダムと併せまして水質検査が行われることになると、そのように長崎市から伺っております。3点目でございます。新浄水場の水源に係るPFAS取扱事業所の調査についてのお尋ねでございます。PFASを取扱う事業所の調査につきましては、PFOS、PFOAの水質検査結果におきまして、暫定目標値を超えて検出されていないこと、各水源の近くにPFASを取り扱う事業所等が見受けられないことから、現時点で調査の予定はございません。がしかし、今後の水質検査結果に大きな変化が見られた場合には、原因調査等を行うことになるものと考えております。

続きまして大きな2番目、公共施設の更新計画についての1点目でございます。ふれあいセンター、長与町公民館の更新についてのご質問ございました。公共施設の改修等につきましては、長与町公共施設個別施設計画におきまして、施設管理スケジュールを定めておりますので、そのスケジュールを基本にしつつ年度ごとの財政状況や施策の優先順位を踏まえながら、施設の更新や改修による長寿命化など方向性の検討を進めているところでございます。現行の計画では、ふれあいセンターおよび長与町公民館につきましては、令和9年度から11年度に方向性の検討をすることとしている予定でござ

いますが、今年度実施しております劣化状況調査の結果等を勘案しながら、計画改定を行う予定でございます。公共施設の更新におきましては、公共施設等の利用状況など住民ニーズを的確に把握しながら、機能の集約化・複合化の可否、ダウンサイジング等を検討してまいりつもりでございます。2点目の公共施設の更新における町の財政計画についてのご質問でございます。地方債につきましては、議員ご案内のとおり交付税措置率の高い地方債を活用するなど、本町の財政運営に過度な負担がかからないよう計画的な借りに努めておるところでございます。公共施設の更新につきましてはおおむね計画どおりに進捗しておりますが、労務単価の増や資材高騰などにより今後も多額のコストがかかることが予想されておりますので、その他の事業も含めて、いかに必要な財源を確保できるのかが大きな課題であると考えております。財政計画につきましては、各種補助金や基金に加え、地方債の活用も重要な財源措置として捉えておりますので、発行額と償還額とのバランスを考慮した無理ない地方債の活用により、健全化判断比率の適正な水準を確保しつつ、財政負担の軽減と平準化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3番目、高田南土地区画整理事業地内の保留地の一般競争入札につきまして。1点目の保留地の入札結果についての質問でございました。高田南土地区画整理事業地内の保留地処分につきましては、事業の長期化および近年の資材価格の高騰、労務単価の上昇などの影響により、増大する事業費の財源確保を目的といたしまして、令和4年度より一般競争入札による保留地処分を行っておるところでございます。令和4年度は12宅地を販売し、12宅地全て予定価格を超える金額で処分することができました。これにより財源確保という目的を一定程度達成し、事業の推進に寄与する成果を得られたものと考えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり令和5年度は保留地4宅地のうち2宅地が、令和6年度は4宅地のうち3宅地が入札なしという結果になっております。12宅地全て売却された令和4年度の保留地と応募者が少なかった令和5年度、令和6年度の保留地を比較したところ、令和4年度は現在造成が進められている一括施工区域内の保留地であることに対しまして、令和5年度、令和6年度は一括施工区域外の保留地であること、またその保留地の中には、過年度、保留地販売の募集を行いました、土地の面積や形状など条件面の問題で処分に至らなかった保留地も含めて販売していることが、主な違いとなっております。令和5年度、令和6年度に募集しました保留地の中でも、土地の面積や形状など比較的条件の良い保留地は売却されておりますので、売却に至らなかった保留地につきましては、今後条件面などを研究し、できる限り早期に処分をしていきたいと考えております。続きまして、2点目の高田南土地区画整理事業地内の保留地数についてのご質問でございます。高田南土地区画整理事業地内の保留地予定地は、一括施工区域内につきましては、面積でおおよそ6,300平方メートル、宅地数でおおよそ30宅地、一括施工区域外につきましては、面積で3,000平方メートル、宅地数で約10宅地でございます。現在施工中の

一括施工区域内の保留地が令和6年度末に完成するため、令和7年度より処分する準備が整った保留地から順次販売をしていきたいと考えております。続きまして、3点目の保留地の販売方法についてのご質問でございます。高田南土地区画整理事業につきましては、事業開始から既に三十数年以上が経過しておりまして、これまで多額の事業費に対し公費を投入してまいりました。一般競争入札により保留地処分を行うことで、市場の原理を通じてより相場に近い、その土地の価値に見合う適正な金額による販売の実現が期待できるものと考えております。この方法は財源確保の観点からも優位性があるため、今後も一般競争入札を基本とした保留地処分を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

それでは再質問に移らせていただきます。大きな1問目ですが、一昨日の国会の代表質問の中で、石破首相の答弁の中で、PFASのうちPFOA、PFOSについて、飲み水を經由した健康リスクの低減を図ることが重要だと発言したことからも、水の安心安全について全国的に関心の高いものとなっていると思います。（1）でPFOS、PFOAの水質検査結果は目標値を下回っているということでしたが、そもそもPFOS、PFOAというものは、水道水の水道基準などの体系ではどのような位置付けとなっているのか。また、現在の基準はどういった値なのかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

水道水の水質基準等の体系には3つ分類されておりまして、水道法上の検査義務がございます水質基準項目、そして法的義務はありませんが、水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目、そして科学的知見や情報を収集するべきとされる要検討項目とがございます。PFOS、PFOAに関しましては、2つ目で申しあげました法的義務のない水質管理目標設定項目というところに位置付けされております。また基準につきましては、1リットル当たり50ナノグラム以下とする暫定目標値が定められておりまして、これは体重50キログラムの人が毎日2リットル飲用しても健康へ悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

先ほどもちょっとしゃべったんですけど、一昨日の国会の中で取り上げられたことによって、この目標項目が義務になるんじゃないかということが言われてると思います。また、設定値ももうちょっと厳しい基準になるのかなということも言われてるみたいなの

で、今後とも注意していただきたいと思っています。町のホームページによると、令和6年度の水質検査結果は、基本的項目の検査結果に加えて、PFOS、PFOAの目標項目、検査結果についても、暫定目標値の10分の1であったと情報公開されていますので、現在は十分に安全であるというふうには認識しています。で、PFOS、PFOAについては令和5年度から検査をされていますが、これから増えていくということも考えられるのかどうかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋庸輔君）

PFOS、PFOAいずれも既に製造、輸入が原則禁止されております。環境省の調査によりますと、2009年以降、同一の測定点において年々減少傾向にあるとされており、増えていくことは考えにくいものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

今後増えていくことはほぼ考えられないということなのでこれ以上は質問しませんが、今後も水質検査をしっかりと行っていただいて、あと情報公開もしっかりと行っていただいて、町民の安心安全を得られるよう努力していただきたいと思います。

次に移りたいと思います。大きな2番目に移ります。公共施設の更新については、公共施設個別施設計画に従って更新されていくものと理解していますが、通告書にあるように今後30年以内に更新を必要とする公共施設が多くあることに加えて、更新が決定してから事業が始まって終了までの期間が相当期間あるというふうに感じてますので、もうちょっと先のですよね、今後20年程度の長期的な計画を立てるのととも更新費用を平準化するという目的も込めて、長期的な計画を立てる必要があるんじゃないかということで質問することにしました。ちょっと取り留めなくてすみません。高田南土地区画整理事業の終了がようやく見えてきている今、また新図書館複合施設についての金額は確定はしていない状況であります、今後の地方債の残高と償還をどのように見込まれているのか、またいつ頃がピークとなると見込まれているかお教えください。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今後、令和7年、8年、9年と何年かにかけて、高田南であったり複合施設、あるいは新浄水場の共同整備等々で起債の借入れが集中をします。従いまして、地方債の残高としましては、令和8年度もしくは令和9年度辺りにピークに達しまして、およそ140億円前後の残高になる想定をしております。またその償還ですけれども、元利償還が令和10年度辺りに重なりますので、年度別の償還につきましては令和10年度

もしくは令和11年度辺りにピークに達しまして、およそ16億円前後を想定をしております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

令和5年度の将来負担比率はマイナスでありました。これは高田南土地区画整理事業という大きな事業を抱えてながらのこの数字なので、本当先人たちを含めて町職員の努力の成果だとこれは思っております。今後将来負担比率はどのように推移すると見込まれているのか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

財政シミュレーション的には、当面の間は将来負担比率は0%でキープできる見通しでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

地方債の残高がピークを迎えても将来負担比率はマイナスのままだということで、ちょっと体力があるのかなと思ってまして。私、今年の10月に滋賀県による全国市町村国際文化研究所で行われた地方財政制度の考え方と自治体財政という研修に参加してきました。この研修の中で、総務省、地方財政審議会の会長の方が講師としていらっしやいまして、その中で将来負担比率についての話がありまして、マイナスっていうのは健全過ぎるという見方もあると。市町でちょっと違うんですけども、町であればもう50%でも十分健全であると。状況によっては借りたばかりだったら100%でも問題ないという話をされてました。また、財政健全化を意識し過ぎて、財政のためにお金を残すことを目的にしているのではないかと、そうではなくて住民サービスのためにお金をどう使うかが大事であるという話もありまして、そういう考え方もあるのかなというふうに学んでまいりました。また、この研修の中で、財政の先進自治体ということで川西市の副市長の講義がありまして、川西市の令和5年度の財政指標として、財政力指数が0.65、これ長与町と変わらない程度だと思うんですけども、経常収支比率は100%、将来負担比率は73.4%であるという話がありました。特に将来負担比率は早期健全化基準というのが350%ということで、そこがレッドゾーンじゃないですけど基準とされてるんですけども、川西市のやり方は数年前にはそれが250%まで上がるほどぎりぎりまで地方債で借りて、住民サービスを充実するというところを行っているようです。これはこの川西市の例は極端な例ではあると思いますが、こういう考え方もある、研究する必要があるのかなと感じております。余談ではありますが、この研修の講

師である総務省地方財政審議会の会長である小西さんは、もともと関西学院大学の教授をやられていて、川西市の副市長は財政課長時代に財政についての学びに伺っていたそうで、私は個人的にはこの2人の話が、この研修自体が地方財政の基本的な考え方もありますけども、自主財源をできるだけ減らすためのテクニックを教える場であったのかなと感じて帰ってきました。もちろん何でもかんでも地方債を利用して無駄に借金を増やしてはいけないというふうにも認識しております。この研修の中で小西先生と川西市の副市長が強くおっしゃってたのが、充当率、交付税措置率の高い地方債を利用することが、自主財源からの支出を減らすことに有効であるということでした。例として、緊急防災減災に関する事業の地方債の充当率100%で交付税措置率は70%、公共施設の集約化、複合化に関する事業の地方債の充当率は90%で交付税措置率は50%、再生可能エネルギーに関する事業の地方債の充当率は90%で交付税措置率は50%といった交付税措置率の高いものを例として挙げていました。昨日同僚議員の質問の中で庁舎内のLED照明の導入という話がありましたので、ちょっとこれ例にして計算したんですけども、脱炭素化推進事業債という地方債がありまして、充当率が90%、交付税措置率は財政力に応じて30から50%となっていると。仮にLEDの導入が総額1億円として交付税措置率を30%と仮定すると、1億円の事業のうち90%を地方債で利用すると。そのうち9,000万円のうちの30%が交付税措置率がなされるということで、一般会計、自主財源からの支出は7,300万円ですね。例えばなので、あれなんですけど交付税措置率を50%とすると地方債9,000万のうちの4,500万円が交付税措置率を受けれるということで自主財源からは5,500万円の支出で済むという話だったと思います。このように一般会計からの支出を抑えることに地方債の活用は有効であると感じました。こういった地方債は人気もありますし、事業費の総額もあるので必ず利用できるとは限りませんが、将来負担比率が低い、今長与町の現状の中で、地方債をもっと活用するという考えがないかお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

将来負担比率ですけれども、長与町の場合ですね、将来負担比率の数値的な問題はございませんので、今議員がおっしゃっていただいたようなまだまだ余裕があるのではないかという考えもございますし、またこの地方債を借り過ぎることが将来の町民皆さまの負担を増やしてしまうという考えもあるかと思っております。将来負担比率につきましては財政の健全化を示す判断指標の一つでございますので、先ほどのぎりぎり、フルで地方債を活用するというよりは、将来的なバランスも考えながら慎重にまた計画的に対応していきたいと考えております。先ほどの普通交付税率のお話がありましたけれども、その30%、50%が交付税として後から入ってくるという計算に算入されるということであって、それが丸々入ってくるということではないということをご理解いただきたいと

思います。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

理解しました。ただ、そういう考え方もあるということで、ちょっと研究していただきたい部分もありますので、今後よろしくお願いします。新図書館等複合施設が完成した後に、通告書にふれあいセンターと長与町公民館の話を書けてますけども、ふれあいセンターについては高田公民館、高田児童館、あと高田小というような施設も含めて考えていかなくちゃいけないと思うので、ちょっとここでは触れないんですけども、今、新図書館が完成した後ですね、現在の図書館はどうなってるのかっていう住民からの質問を受けることがありましたので、その件に触れたいと思います。現在の図書館は耐震化も行っていない建物でありますから、もちろん解体するものだと思いますけども、その近くに長与町公民館もありますということで、高田南土地区画整理事業という長く支出の大きな事業が終わろうとしている今、将来的な老朽化した公共施設の更新費用の平準化を図るためにも、前倒してでも図書館、長与町公民館の場所に地方債を活用できる複合公共施設を検討して、何かしら公共施設を検討することはないのか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

昨日ちょっと申し上げたんですけども、それがあつたんですよ。いったん公共施設等々今造つてますけども、その後、例えば図書館が今ある図書館はどうするのかとか、ふれあいセンターの中をどうしていくのか、健康センターですね、これができますので。これにつきましてはまた改めて、再配置等々につきましても検討する時期が必要かと思つております。だから、これをそのままほつたらかすということじゃなくてですね、その辺りは十分皆さん方の議論をしていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

ここですぐ答えを頂こうという話じゃないのでつたね、できたら町民の方の関心も高いので、早いうちから計画を立てていただけたらなと思つております。改めて公共施設の整備更新に対する町の地方債の考え方、財政計画の注意すべき点とかがあれば、何か他にあれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

公共施設の整備更新につきましては、町長答弁にもありましたように、地方債の活用も重要な財源措置だと考えております。地方債につきましては、議員がおっしゃっていただいたように交付税措置率の高い地方債を活用すること、また償還のバランスも考えながら無理のないように活用していきたいと考えております。財政計画ですけれども、繰り返しになりますけれども、将来的な財政の影響を考慮しながら、計画的に財政負担の軽減と平準化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

最後になります、先ほども言いましたけれども、あまりお金を残すことが目的ではなくて、住民サービスのためにどうやってお金を使って住民サービスを上げるかということを考えて、しっかりと検討していただきたいと思います。

それでは、大きな3番目に移ります。保留地処分の話ですね。本来前提として土地の価値は位置や形状、広さ、前面道路の幅、勾配、日当たりなど、さまざまな要素によって構成されていると思いますが、基本的には土地の売り手、買い手が納得する金額が売買価格になるものと認識しております。しかしながら、本町の令和4年から6年に行われた保留地処分では、売却価格の幅が非常に大きくて、高田南土地区画整理事業地内の土地の売買の値段を決める段階で少しちょっと混乱しているという話を聞いたことから、今回の質問をすることにしました。（1）についてですが、令和4年度に売却された住宅地は一括施工区域内で人気があると。高い金額でも落札されたということですね。令和5年度と6年度の入札は、一括施工区域外で形も悪いから入札なしの物件もありましたということだったと思うんですけれども、これ販売予定価格の坪単価はどれもほぼ24万円から26万円の間ぐらいだったと思うんですけれども、これ一般競争入札の販売予定価格はどのように決定されているのかお教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

保留地の販売予定価格の算定根拠についてなんですけれども、事業を委託しております長崎県の長与都市開発事業所の方で販売時期に応じた不動産鑑定によります評価額を勘案しまして、保留地の販売予定価格を算出していただいております。それを参考として、長与町が販売予定価格を決めております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

令和5年度、6年度、一括施工区域外の宅地は不落に終わった、不落っていうか入札者がいなかったっていう状況も考えると、ちょっと精度が低いのかなと思いますんで、

もうちょっと検討していただけたらと思います。(2)に移りますが、一括施工区域内に約30宅地、一括施工区域外10宅地、合わせて40宅地の保留地が今後保留地処分されるとのことだと認識しまして、(2)飛ばして(3)に移ります。令和4年度に行われた人気がある一括施工区域内の保留地12宅地の一般競争入札のやり方によって、落札価格に大きな差が出たのではないかという思いから、この質問を行うことにしました。初めに話したとおり土地の価格は位置や形状、広さ、前面道路の幅、勾配、日当たりなど、さまざまな要素によって構成されていると思いますが、この12宅地は同じ区域内であるにもかかわらず坪単価が安い所で33万9,000円、高い所で52万5,000円と1.5倍以上の販売価格の差がありました。買い手と売り手が納得した金額が売買価格になるとは思っていますが、売買価格の実績自体がその辺りの土地の売買価格の決定の参考にされるということがあるので、あの辺りの売買ですね、買い手は安い金額を出して、売り手は高い金額を出してみたいな話で、少し混乱しているという話を伺いました。不動産業者の方がちょっと話を聞いたんですけれども、同じ区画内の土地で1.5倍もの坪単価に差ができた要因として入札のやり方があるのではないかということですね。どういうことかということ、複数の保留地がある中で1件ずつ入札を行って、落札者を決めた後にまた次の物件の入札を行っていくやり方が後になればなるほど金額が上がっていった要因ではないかということでした。実際に令和4年度に行われた12件の保留地の入札では、まず12件とも予定価格は坪単価24万から26万円の間だったにもかかわらず、1件目の入札が行われた坪単価が33万9,000円で一番安くて、落札された坪単価が徐々に上がって行って、最後の12件目は52万5,000円まで上がっていったように見えます。1件目の人が最初に25万円の予定価格に対して33万円まで上げ、ちょっと高い金額で入札したということで、次2件目に入札する人はそれより高い金額で入札しないと土地を落札できないということで、次に入れた人は35万円ですね。3番目に入れた人はやっぱり2番目の入札価格の結果を受けて39万9,000円と、徐々に徐々に上がって行って最後どかんと52万円まで坪単価が上がっていったというような状況であったということで、心理的に徐々に金額上がっていくような仕組みに何か自然となっているのかなと思ひまして、この辺のやり方についてどのように考えているか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

高田南の土地区画整理事業地内の土地につきましては、生活利便性が非常に高い魅力ある土地としてお問い合わせを頂いているところでございます。今後も、一括施工を完了した後、令和7年度には一括施工区域をはじめとした保留地の販売を実施していく予定でありますけれども、今後も一般競争入札というところは基本としたところで、販売、保留地処分を行っていくところでございますけれども、そのやり方につきましては今後研究して工

夫をしていければと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

今年の10月に長崎土地開発公社が時津町の10工区に住宅用地、61宅地の分譲を行っていきまして、ここでの販売は通告書にあるように販売価格を決めて、抽選で当選者を決めている方法でありました。本町でもこの方法の方がいいんじゃないかという考えた上での3番目の質問だったんですけども、今後も一般競争入札で保留地処分を行うということであつたら、1件ずつ入札決定を繰り返していくんじゃないかと、例えば、あと40宅地あると思うんですけども、40宅地一括で入札入れてもらって、その後落札者を決定するというのであれば、相応の金額での販売価格になるんじゃないのかなと自分は思うんですけども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

保留地処分の販売について繰り返しになりますが、一般競争入札の方で実施ということになりますけども、今後、議員おっしゃるとおり何か他の自治体の事例など参考にできるようなものがあればですね、そのやり方とかについて研究していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

自分もこの方が絶対正解って思ってたんですけど、同僚議員からちょっと指摘されたのは上限価格を決めたらどうかっていう話もあるみたいなので、いろいろ方法があると思うんで、ぜひとも研究していただきたいと思います。長きにわたって行われてきた高田南土地区画整理事業がようやく終わることで、今後の40宅地の保留地処分やその他もろもろの事務作業も含めて、最後までしっかりと行っていただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時22分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順8、安部都議員の①マイナンバーカードとマイナ保険証の一本化についての質問を許します。

10番、安部都議員。

○10番（安部都議員）

皆さまこんにちは。お昼からの1番の登壇者となりました。眠たい時間ですが、1時間のお付き合いよろしくお願ひいたします。それでは質問をいたします。①マイナンバーカードとマイナ保険証一本化について質問いたします。政府は今年の12月2日に保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化しました。その目的は、医療DXを作ることが目的だと言われております。私は、昨年9月にマイナンバーカードについて質問しましたが、一本化されることによって多くの方からの不安の声を聞き、再質問をさせていただきました。27年10月、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が施行され9年目となりましたが、過去に他人の番号や情報が誤登録されるなど重大なミスが発生し、個人情報の流出がされるなど国民の信頼度も喪失状態である中、紙の健康保険証が廃止されマイナンバーにひもづけされ一本化され推進されつつあります。マイナンバーカードを紛失した場合、個人情報流出し悪用されるリスクも否めません。実際、国内外でもランサムウェアにより戸籍謄本や住民票を不正に取得したり、アクセス障害など犯罪等に悪用された事例もあります。現在、全国の1,400人以上の現役医師が政府を相手に訴訟を提起しております。また、医療機関の窓口でも7人のうち6人が紙の保険証を利用し、わずか7人のうち1人しかマイナ保険証を利用していないのが現状です。マイナンバーカードは任意であることから国民のこれからの判断が問われるところではありますが、本町のマイナ保険証の今後の課題や問題点などお考えをお伺ひいたします。（1）現行の健康保険証の廃止についての現状とお考えをお聞きします。また、マイナ保険証での受診が困難な方、高齢者や施設入居者、ここには障害者なども含みます。などへの対応など伺ひます。（2）マイナンバーカードの交付状況や健康保険証、マイナ保険証のひも付け状況と発行までの期間、また、マイナ保険証未対応医療機関を受診する際などの注意点などを伺ひます。（3）本町でのマイナンバーカードとマイナ保険証の作成における事務量の負担と、一本化されることへのメリット、デメリットについてお伺ひいたします。（4）国内外でもランサムウェアによって攻撃され、サーバーにアクセスされ障害が発生した事例があり懸念されますが、本町での今後の対策をお伺ひいたします。（5）小さな医院では、システム導入等のための負担に追われ全国で700カ所以上の診療所が閉鎖したと言われておりますが、医療機関からの相談や町への影響などないのか伺ひます。それでは答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、安部議員のご質問にお答えをいたします。マイナンバーカードとマイナ保険証一本化について、1番目1点目が現行の健康保険証廃止の現状とマイナ保険証での受診が困難な方への対応についてという質問でございます。本年12月1日以前に

交付されました現行の保険証をお持ちの方は、通常、保険証に記載されている有効期限の令和7年7月31日まで、現行の保険証が使用できます。国民健康保険の被保険者の方で本年12月2日以降に新たに70歳を迎える方や所得区分が変更になる方、再交付を行う方などにつきましては、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付します。後期高齢者医療の被保険者の方は、本年12月2日から令和7年8月の年次更新がされるまでは、新たに75歳を迎える方、住所や負担割合に変更が生ずる方、紛失した方などには、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を交付いたします。令和7年8月1日以降は、マイナ保険証をお持ちの方には資格情報通知書を、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付します。令和7年7月31日までは、国民健康保険も後期高齢者医療も現行の保険証、マイナ保険証、資格確認書が混在することになります。住民の方が混乱なく引き続き安心して医療が受けられますように、窓口での丁寧な説明、情報の発信に努めてまいります。マイナ保険証での受診が困難な方への対応ですが、施設入居者などで本人による暗証番号の入力や顔認証が困難である場合は申請により資格確認書を交付いたします。次に、2点目のマイナンバーカードの交付状況やマイナ保険証未対応医療機関を受診する際などの注意点についての質問でございます。マイナンバーカードの長与町の人口に対する保有率は、令和6年10月末時点で81.3%、マイナ保険証の9月時点での登録率は国民健康保険が69.4%、後期高齢者医療が63.4%でございます。マイナンバーカードは申請から発行までおよそ1カ月間、マイナ保険証のひも付けは医療機関、薬局のカードリーダーや自身の携帯電話、パソコンでマイナポータルから登録でき、数日でマイナ保険証として使用できるようになります。マイナ保険証未対応医療機関を受診される場合は、マイナ保険証をお持ちの方はマイナンバーカードと併せて資格情報のお知らせ、または資格情報通知書を提示することで受診することができるわけでございます。続きまして3点目のマイナンバーカードとマイナ保険証が一本化されることのメリット、デメリットなどについてのお尋ねでございます。マイナ保険証の作成ですが、登録は原則本人にさせていただいております、ご自身で登録が困難な方のみ窓口で登録支援をさせていただいております。また、1日10件程度の電話相談や窓口相談もあっておりますが、係員全員が対応できるようにしておりますので、今のところ大きな負担とはなっておりません。本年12月2日以降は、国保、後期高齢医療の新規加入者にマイナ保険証の所有の有無に応じまして、資格確認書もしくは資格情報のお知らせや資格情報通知書を交付しますので、はじめのうちは発行する物の種類が増えることで多少の負担は考えられますが、事務が軌道に乗りましたら一定落ち着いてくるものと思っております。一本化のメリットといたしましては、過去の投薬、診療データに基づくより良い医療が受けられること。突然の手術、入院でも高額支払いが不要になることにより経済的不安がなくなること。救急現場で搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用されることなどが挙げられております。一方、現行保険証より交

付する種類が増え受診する際の手続きが変更となる点もあり、運用が複雑になります。被保険者の方が戸惑われ、しばらくの間はなじみにくいことはあろうかと思っております。マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましてもマイナ保険証の所有の有無に関わらず、誰でもこれまでどおりの医療が安心して受けられるよう努めてまいりたいと考えております。続きまして4点目のランサムウェアに対する対策についての質問でございます。マイナンバーによる情報連携システム、これは国および法律で設置された機関で管理がなされております。従って本町といたしましても、引き続き適切に運用を行ってまいりたいと考えております。5点目のマイナ保険証対応のシステム化に伴う医療機関の相談状況や町への影響についてのご質問でございます。マイナ保険証対応のオンライン化に伴う医療機関からの相談や町への影響につきましては、現時点ではあっておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

2024年11月15日付で、213の地方議会が225件の現行の健康保険証存続を求める意見書を国に提出されております。そしてまた健康保険証の廃止を延期すべきではという問いに、衆議院議員の465人中256人の約55%が延期すべきだというふうに答えております。これを踏まえ再質問をさせていただきます。それでは1番目の質問をいたします。12月2日から開始されたマイナ保険証に移行をされましたけれども、もうニュース媒体などでとても医療機関の窓口が大変混雑し、そしてまた利用者も困難を極めた状況であると拝察いたしました。それについてはどのように認知をされてるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

マイナ保険証を使っていただくために医療機関の方を訪問いたしました。そのときに何件かお話も聞いたんですけれども、長与町の場合は、そこまで大規模な医療機関はありませんので、患者さんがマイナカードリーダーの前に行列を作るなど、特別に混乱したような状態はないということでした。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

長与町の場合は大病院がない。まだ中小医療機関ですかね。そういったもので混雑さはないというようなことでありましたけれども、しかし今大変その移行期間でありますので、今多くの医療状況、長与町の方たちも長与町だけで医療を医療機関を利用するわけではございませんので、その他いろんな所でも利用するわけですけど、マイナ保険証

がカードリーダーにかざす際、例えば患者も本当行列を作って、そしてまたお一人お一人に窓口が非常に対応も困難であるというふうに、利用する人も医療側も大変困難であるとお見受けいたしました。そのような形で今後そのような形になった場合、今のところはないんでしょうけども、そのような今4日目ですからあれなんですけど、今後そのように患者様からのそういった声を聞いたときは、今後の対応というのは、どのようにされる予定でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

医療機関にマイナカードリーダーがありまして確かにマイナカードを推奨はしておりますけれども、まだ従来の健康保険証も使えますし、あとそれに代わる資格確認書というものもあります。仮にマイナカードリーダーで顔認証に失敗したり暗証番号をお忘れになったときには、患者様の方に10割負担にならないように、医療機関の方で聞き取りなどをして本人確認ができるように、困ることがないようにという対応になります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。現行の健康保険証は先ほどの答弁でも来年の7月31日まで利用はできるわけですね。それは国保と後期高齢者の方、被保険者の方だと思うんですが、皆さま方のような公務員とか、社会保険証など使ってるマイナンバーカード、これから使う人たちは来年の7月ではなくて1年間とお聞きしていますが、よろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すいません、共済含めて国保、後期以外の有効期限は詳しくは把握はしてないんですけども、従来の保険証が使える最長の期限は7年12月2日までとなっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、そのマイナ保険証は5年ごとの自動で送信されるということによろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

マイナンバーカードの更新の期限ということでお答えさせていただきますけれども、マイナンバーカードにはICチップが付いておりまして、その部分を電子証明書という

ことであるんですけども、その電子証明書の更新期限は5年間と。公布をされてから5回目の誕生日までということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

その際マイナ保険証を5年ごとの更新というところで、そのときに暗証番号なども変える必要はございますか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

暗証番号を変更をする必要は特にございません。希望があれば変更はできるようにはなります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、やはり同じ暗証番号などずっと使ったら漏えいとかもありますので、その辺りはやっぱり注意していかなければいけないなというふうに思いますが、現在の国民健康保険証また後期高齢者保険者証の対象となる人数ですね。被保険者数ですね。今の現在の保険者数を教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

12月1日現在で国民健康保険が6,761人、後期高齢が6,254人です。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

その人数がマイナ保険証の交付対象、例えば資格確認書の対象というところよろしいんですか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

この被保険者の方々がマイナ保険証をまだ作っておられない方々、この方々が資格確認書の交付の対象の方となります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。今、先ほど言われましたように、まだまだあれなんでしょうけど、受診困難者、高齢者施設入居者の対応ですけれども、そういった方たちなかなかマイナ保険証ももちろん自分で作成する、登録もすることはできない、顔認証もできないっていう方たち。そういった方たちに対しては対応していく方たちは、後見人や法定代理人などが対応されると思いますが、その方たちに対して例えば施設入居者なんか数十名いらっしゃいますね。そういった方たちに対して医療情報や個人情報などを含めて、1人で作成をしに来てるのか、窓口でどのように対応してるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

要配慮者の方でマイナ証を登録されてる方でも顔認証や暗証番号の入力が難しいでするので、申請により資格確認書を発行することができます。まだ施設入所されてる方の手続きのために施設の方が来られてはいないんですけれども、複数の入所者の方の処理をする場合でも長くお待たせすることのないように、その方が確かに施設入所しているという確認はしますけれども、こまごま確認せずにお待ちいただくことがないようにするようには予定しております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。そこのところでやっぱり数十人登録をしていくという中で、窓口でも煩雑になりますし、対応が大変厳しいと思うんですよね。その辺りそういった施設の方、またその担当者の方からは、大変だというような声などはお聞きになってないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すいません、直接施設の職員の方とはお話しはしていませんので、ちょっと現状が分かりかねるんですけれども、先ほども申し上げましたように、厳密に要配慮者の方であるかどうかを基本の部分はしなくてはいけないんですけれども、厳密にしてお待たせしたりお困りになることがないようにということで、国の方からもQ&Aや通知が来ております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね、一番心配なのはやはり本人、当事者ですよね。当事者がやっぱりそういったマイナ保険証を預けたり、いろんな個人情報をやっぱりどうしてもお知らせしない

といけないという個人情報の漏えい、そういうところも非常に申請漏れとか申請の間違
いとか心配になるところがあると思いますが、その辺りの懸念するところは、どのよう
にお考えになってますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

長与町の国民健康保険の端末は、直接つながっているところは国保連ですね。国民健
康保険連合会と後期高齢者医療とつながっております。長与町のシステムにつきまして
は、長与町の方でセキュリティをチェックしております。国保連、後期の方でもさら
にその外部につながる機関に対してであったり、長与町であったり、つながっている
ところのシステムのセキュリティは日々保守、管理、チェックをしておりますので、今
のところ支障はありません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

分かりました。今後のいろんな課題がまた徐々に進行とともに出てくるとは思うん
ですが、本当に登録をすることができない困難者、そしてもうやっぱりそういった一つ
一つの今後ミスが生じないように丁寧な対応をしていただきたいなというふうに思っ
ておりますけれども、資格情報のお知らせ、先ほどごめんなさい、マイナンバーカードの
交付状況なんですけど、81.3%、それから国保加入者が69.4%、それから後期高
齢者のひも付けが63.4%、そして発行までの期間が約1カ月かかるというところ
でありますけれども、そうですね、大変情報をやはり習得して1人の情報を登録するの
に、やっぱり30分ぐらいかかるというところでお聞きしたんですよね。その辺り申
請から発行までが約1カ月というところでよろしいのでしょうか。この数字を見ても
本町では半数以上の方が登録をされてひも付けをされているというところですが、
その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

マイナンバーカードそのものが申請してから使えるようになるまで1カ月、さら
にその先のマイナ保険証として登録する分につきましては、登録の作業時間はそれ
ほどかからないんですけれども、登録が終わりまして使えるようになるまでには
数日を要します。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。国保加入者でマイナンバーカードもお持ちで、保険証として利用、

登録している人は資格情報のお知らせですね。これは現在何人ぐらい登録されてるか、お分かりになりますか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

すいません。12月2日からマイナ証の方に本格移行しましたので、直近の数でお伝えいたします。12月2日から3日に来た方の中で、社保離脱転入等で新規に加入された方ですね。資格確認書が15件で、マイナ証をお持ちという方々は、資格情報のお知らせを発行しまして3件となっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

資格確認書を発行したのが15件、そして、資格情報の人たちが3件ですか。そして例えば資格情報のお知らせ、資格確認書、それから後期高齢者の方たちにはマイナンバーカードで、お持ちの方は保険証として利用している方は資格情報通知書になると思うんですね、この資格情報通知書は何人かお分かりになりますか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

申し訳ありません、この人数のうち後期高齢が何人かというのは把握しておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。このようにまだまだ今のところは、非常に少ない状況であると思うんですね。それで資格、大変煩雑で分かんないと思うんです、住民の方は。いろんな形でたくさん発行されますので、もう到底どれが来るのか、どういうふうにするのかというのが、なかなか理解ができづらいと思うんですね、高齢者の方たちも。それで資格情報のお知らせと資格情報通知書、資格確認の違いというのは、根本的に何が違うんですか。様式が全く異なるのか、それともその内容、今お知らせしていただいた利用のお知らせしていただいたのは分かるんですが、何が根本的に違うんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

資格情報のお知らせは、従来の被保険者証と記載事項はほぼ変わらないです。件名に記載された名称が被保険者証から資格確認書に変わっております。資格情報のお知らせと資格情報通知書ですが、これはマイナ保険証をお持ちの方に発行するものです。名前

の呼び方が違いますのは、国民健康保険法施行規則等で、資格情報通知書と規定はされているんですけども、資格情報のお知らせという名称で交付してよいということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

国民の約80%がマイナカードを持っていて、そのうちの約70%がマイナ保険証として登録を今現在のところしております。しかし、実際は利用している人は僅か10%から13%にすぎないと言われております。本町でのマイナ保険証登録というのは、先ほど言われましたようにマイナカードの登録をしてるけど、マイナ保険証の登録と実際何%の人が利用したのか、分かりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

マイナ保険証の利用率ですけども、9月受診分で国保が23.36%、後期が12.05%です。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。一般的な全国の数字からしたら高いのかも、同じぐらいか高いのかもわからないんですが、今のところやはり70%のマイナ保険証の登録をされているにもかかわらず、実際に利用されたのがそれくらいだということですね。だけど多分ですね、今本当に分かりづらい。もう利用するのに突然にマイナ保険証が突然に12月2日から始まったという印象が非常に強いんですね。だからその辺りが対応が難しいかと思えます。例えば長与町の方が、例えば時津町とか県外の医療機関受診をする場合もあると思うんですが、その際、未対応医療機関の受診をするときはどうなりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

マイナ証のカードリーダー未対応の医療機関は長与町でも町外でも同じでして、マイナ証をお持ちの方に交付しております資格情報のお知らせを提示とマイナ保険証と両方の提示で受診ができることになっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解しました。その資格情報のお知らせ、例えば一家子どもが3人いて、例えばコロ

ナとか先日みたいに一度に皆さんが子どもたちも親子かかって、一度に医療機関にかかるとなるとマイナカードを持たないといけない。マイナ資格証明書も持たないといけない。例えば資格確認書や資格情報のお知らせも持たないといけないとか、それぞれカードが2枚ずつは最低要るわけですね。それが3人となると6枚ぐらい持たないといけないと。非常にかさばる大変な状況だと思いますが、その辺り住民からの非効率性、紛失した恐れ、したときにはどうなるのかというような相談とかはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

幾つか相談はあっておるんですけども、やはり資格確認書なのか、資格情報のお知らせなのかということで戸惑いはあられるようです。あと12月2日過ぎたら従来の健康保険証がすぐ使えなくなるのではないかというご質問もありまして、そういうことはないですよということで、正しい情報を窓口、電話でご案内しているところです。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

例えば子どもたちは今医療費の助成してますね。その必要な自治体の発行は医療証というところで発行されてると思うんですが、マイナ保険証の中にひも付けされるのか、マイナ保険証と別にまた医療証が提示が必要なのか、その辺りはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

医療証はマイナ証と別で携帯することになります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうなると、マイナカードそしてまた医療書、そしてまた医療情報通知書、その辺りでも3枚も1人で3種類も持っていかなければならないという大変なもう懸念される所でもありますけれども、この紛失したときに例えばマイナカードを紛失したときにまた再発行ということで、その辺りは再発行はすぐにできるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

マイナンバーカードの紛失につきましては、マイナ保険証が12月2日から本格運用といいますか施行されてますけれども、それと同時に12月2日からマイナンバーカードの特急発行という制度が開始をされております。これは通常マイナンバーカードの新

規交付になりますと、申請から交付までに1カ月ほどかかるんですけども、紛失をされた場合、その他にも要件ありますけれども、その方々につきましては、特急発行ということで希望されれば約1週間程度で、お手元にカードが届くという発行の制度が始まっておりますので、そういった形で交付を受けることが可能になります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

特急発行で1週間でスピード感を持って発行されるということでもありますけれども、その間でも病気にならないとは分からないわけですよ。なるかもしれない。その方たちで1週間の間、その辺りは資格確認書を提示、資格確認書もあるんですかね。資格確認書を提示するのか、その辺りいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

マイナンバーカードを紛失しているときには、お手元の資格情報のお知らせ等で資格確認をすることになります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

再発行手数料というのがあるかと思いますが、その辺り高くなると聞いておりますが、その辺りの情報は確認はとれてますか。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。何の再発行手数料でしょうか。再度お願いいたします。

○10番（安部都議員）

マイナ保険証をなくしたときの再発行ですね。その手数料とかが高くなると聞いておりますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

マイナ保険証といいますか、マイナンバーカードを紛失された場合の再発行ですけども、通常の方ほど言いました約1カ月程度通常発行であればかかるんですけども、その場合は1,000円の手数料がかかるんですけども、特急発行ですね。1週間程度での特急発行の場合は、手数料が2,000円かかるということになります。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それだけ高額な手数料がかかるわけですね。だからやはりその数枚なくしたらあつという間にもう6,000円も8,000円も1万円もかかるわけですね。本当大変な状況だなあと利用者が大変だなと思うんですが、このマイナ保険証のひも付け状況は、大変もう煩雑な作業だと推測いたしますが、現在、行政の窓口の担当の方は現在何人で行っているのかお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

国民健康保険係が6名、年金の係の者も国保の事務ができますので、年金係1名、合わせて計7名で事務をしております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それで今現在のところ不足はないというところでよろしいのでしょうか。ばたばたしてるとか、もう過重に負荷がかかっているとかいうのはないですか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

制度が新しくなりいろいろ発行する物の種類が増えましたので、負担感というものはありますけれども、お客さまが大勢受付に来られるとか、電話の相談が多量にあるとかいうことは、今のところなく今の状態で回せてはいます。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

マイナ保険証のひも付けにつきましては、先ほど健康保険課の方でもされてるんですけども、マイナンバーカード新規発行の方ですね。新規に交付される方につきましては、住民環境課の住民係の方の窓口で同意を頂いた上で保険証のひも付けも行ってまいりますので、そういったことで分担をして業務を進めておりますので、今のところその大きな支障というのは出ていない状況です。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。そこのとこ本当今後まだまだ大変な何年も続くと思うんですけれども、その辺りはちょっと皆さま方のご協力の上、スムーズな対応をしていただきたいなというふうに思っておりますが、国保保険者、後期高齢者、後期高齢者被保険者証、マイナンバーカードを発行し、マイナ保険証もひも付けしていくなど、今非常にまだ少

ない状況だということでもありますけれども、今後このようなどのようなアプローチを今度行政側としてはしていくのかですね。このままマイナ保険証がやはりひも付けしていくと行政として今お知らせは、広報、ホームページでされてるかと思いますが、その辺りは行政としてどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

広報、ホームページの方でマイナ保険証をご利用くださいということで、マイナ保険証のメリットを記載したものを随時載せております。利用率の方がまだやはり少ないです。少しでもご利用いただけるように、これからも情報発信に努めたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

マイナ保険証を利用したい人たちは、マイナ保険証を利用する。しかしもう非常に困難な方たちとか、やっぱりマイナ保険証は嫌だとかいう方たちは、やっぱり本当に資格確認書をこれからも使いたいという方たちもたくさんいらっしゃると思うんですが、本町のホームページを見たら総務省からの募集でありますけど、マイナ保険証の利用登録のメリットや救急現場での円滑化など、実証実験の実施に伴い募集をされておりました。これについての今の現況をお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

マイナ救急実証事業の長与町内の実施結果についてお答えいたします。実証期間が9月6日から11月5日までで、全出場件数、こちら救急の要請があった件数が266件、実際に医療機関等に搬送した件数が234件、そのうちのマイナンバーカードの所持をされていた方が58件、そのうち健康保険証の利用登録の件数が19件、そのうち同意があった方が19件で、そちらのデータ閲覧というのが19件となっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

利用状況は分かりました。結構思っていたよりは今のところ多い件数かなあというふ

うにと思いますが、その辺りまだ募集期間が延長されていると思いますが、行政としてはその辺りまだまだこれから延長がされるということは、まだ募集してるというところでもよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

こちらの方が消防局の方が実施をされておまして、全体的な件数ではあるかと思えますけれども、その件数がまだちょっと少ないということでの期間の延長だと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解いたしました。それからメリット、デメリットでございますけれども、メリットとしては、なりすましや不正が減少するとか、昨年度も保険証を使って友達や兄弟などの保険証を使用してなりすまし事件が18件、5年間で50件なりすましがあったというところなんです。それから重複投薬の防止、それもメリットがあるというところであります。デメリットとしてやはり今のところでは大変な事務量の過重だろうなあというのと、それから有事の際の停電などが起きた際のカードリーダーが使用できなくなるなどの困難が発生する状況であると思います。その辺り行政として医療側もそうですけれども、行政として住民サービスや窓口に影響が出るのかどうなのか。その辺りはどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

マイナ証が停電などで使えないとき、カードリーダー等が使えないときは、資格確認書などの何か他に分かるものをお持ちいただければ、それを提示していただくなどして、受診に影響がないようにしなくてはいけないとは思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。やはりそういったときには、かなりもう利用者、患者さんは、もうそのカードリーダーというか、カードリーダーも使えなくなる。マイナ保険証もそのまま使えなくなるという、本当にデメリットがあると思うんですね。7割の医療機関が現在のところトラブルが発生していると言われております。結局マイナ保険証を入れてもカードリーダーが全くシステムが反応しないとかさまざま、カードリーダーがそして今5台種類があるんですね。その辺り5台あって縦に入れたり横に入れたり、差し込みが差

し込んだり、さまざまな所で違うわけです。医療機関によってそれぞれ違うので、患者様はどういうふうにかっちの病院では横に入れた。また一つの病院、他の病院では縦に入れたとか、さまざまなところで全然違う対応となってるんですね。その辺り非常に顔認証もできない、対応に追われてるわけですが、その辺りはお聞きになってますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今のところ町内の受診機関では、カードリーダーのトラブルで困ったという具体的なことは聞いてはおりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

となると、今のところは利用者少ないですからそういうトラブルも今のところは長与町ではないのかもしれませんが、今後いろんな所で、皆さん患者さんが増えていくと思いますし、そして、またいろんな病院をかかったときには種類が5種類あるわけですので、対応が難しくなるのかなというふうに思いますので、その辺り窓口として今後また注意っていうか、対応をしていただけたらと思います。

それから4番目に移ります。ランサムウェアによって攻撃されたサーバアクセス障害が発生した事例がありますけれども、本町での今後の対応というところでございます。今後は本町は連携システムを行って、適切に運用を図っていくという答弁でございました。そうですね、ランサムウェアって非常に官公庁や大企業、中小企業などもう規模に問わず攻撃をしかけるマルウェア、そしてまた企業が保有するデータを不正に暗号化したり、搾取したり、暴露すると。脅迫して金銭を要求するという攻撃型なんですけど、去年とおとしなんかは、ランサムウェアでは暗号化キーですね。いろんな暗号化キーを今まではしていたわけですよ。それでしかしそれがなくなって、情報を直接的に盗むという手口が非常にはやっけて、昨年、一昨年は非常にはやっけて、エスカレートしているという巧妙になっているということをお聞きしていますが、その辺り本町として懸念される場所はありますか。

○議長（安藤克彦議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

長与町に対するシステムというふうな観点でお答えさせていただきます。町長答弁にもございましたけれども、そういった形で非常にセキュリティの強いネットワークで構築されております。このセキュリティの管理については、国の方で適切に管理をされているところでございますので、長与町としての対策といたしましては、国の方から適切

示されています管理の基準ですね、こちらを適切に実行していくというふうな形で進めてまいるといってございませう。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この本町におきましては、そういうふうに安心してそういったものもないと、適切に行っていくというところでしょうけど、実際もう企業、団体、医療業界、公共機関ですね。教育施設さまざまな所でランサムウェアの被害が発生しております。長与町としてはなくそういったお声、被害額、そしてまた被害件数というのは、そういったところでお聞きしたりはしていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

情報政策課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

長与町としてというふうな数字は申し訳ございませんが、ございません。ただ、これも一般的なご回答になりますけれども、警察庁の方が半期ごとに公表してございます数値を申し上げますと、令和5年は197件、令和4年は230件、これはランサムウェアの被害に遭った件数でございますが、令和3年は146件と承知しております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

年々と増えているというところでもあります。そしてランサムウェア被害にあった医療業界もたくさんそれぞれあるんですね。一昨年は徳島県の公立病院がランサムウェアによって感染し、電子カルテシステムや会計システムが攻撃されて閲覧が不能となり、約2カ月間の業務停止を余儀なくされているというところで、あと愛知県とか大阪の医療機関もランサムウェアによって被害が出ておる状況です。やはり長与町もないとは言えないわけですね。このランサムウェア、今後ね。絶対に100%ないとは言えないわけですので、その辺りも今後対応をしっかりと本町としてもして、医療機関と連携をしていっていただきたいなというふうに思っております。

それから5点目になります。小さな医療医院では、システム導入の負担に追われて700カ所以上の診療所が閉鎖しているというところでもあります。本町としては現在中小医療機関ですので、ないというところではございませう。しかし、このある医療機関では、カードリーダーの診療拡大のために購入したばかりなのに数カ月で故障したため、機器の修理や交換に今後もかかって経営的に非常に厳しいと言ったり、いろんな所で、そしてまた田舎の医療機関では1万人のシステム情報を引くために、費用が300万円から500万円かかって辞めざるを得ない状況に追い込まれたというふうにお聞きしております。本町ではそのような医療機関はないということですが、今後システムが複雑

化して経済的損失または本町の本当に医療機関にそういった変化がないとも危惧することもありますので、その辺りどのように理解してよろしいでしょうか。今後の対応策など窓口の対応策なども併せてお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

顔認証付きカードリーダーについては、初期の投資に関しては国から医療機関に対して補助金の支援がありました。これから国からさらにどのような支援があるかは分かりませんが、町として医療機関に直接支援することはできませんけれども、今後、国の情報を見ながらどのような支援が医療になされるか、情報を把握していこうと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。やはり医療機関からも大きな声が上がってますし、提訴もされて本当に大変な状況であるところもたくさんあるわけですね。そしてまた20年ほど前に住基カードが発行された際、1兆円の経費がかかったにもかかわらず廃止になっております。そういったところで、現在健康保険証でマイナ保険証が継続しておりますけれども、医療者側の負担、そしてまた利用者側の負担、高齢者などを考えて鑑みて、このそのまま医療DXして導入されていくかもしれませんけれども、そういった困難者の方たちとかいろんなことを鑑みて、これからも現行保険証を継続するための医療機関などのそういったところで政府への要望など必要だと考えますが、その辺りどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山本健康保険部長。

○健康保険部長（山本昭彦君）

今日の社会においてやっぱり教育DX、医療DX、情報化の進展が著しい中で、この時代の流れ、社会の変化というのがあります。これはもう避けられないことと思います。また、これに対応していかなければならないと思っております。今回ご質問のマイナ保険証につきましても、その変革の中の一つだと思っております。今回、健康保険証の廃止に伴いまして、所管もこれについて準備をして12月2日からのスタートで走り出しももうしておりますので、町といたしましてもこの社会の変化を捉えながら住民の方が安心して医療が受けられるような体制を取って丁寧な説明、そして情報発信によるマイナ保険証の周知をしながら、普及と利用促進の方に努めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

はい、分かりました。丁寧なこれからの対応策を考えていただきたいというふうに思っております。みんなが困らないだけの困らないシステムとして、本当は現行保険証の存続が共にいいのかなというふうに思ってます。最後に現在、このマイナ保険証についても不透明な状況であります。厚労省やデジタル庁も手探り状態でありますので、行政も医療機関窓口も煩雑な事務作業に追われて、特に高齢者の利用者からの不安も上がっておりますので、今後慎重に住民の皆さま方に優しい行政サービスを行っていただきたいと望み、質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 14時07分～14時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、西岡克之議員の①GIGAスクール構想の下で整備された端末の更新について、②マイナ保険証の普及と利用促進についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

午後の一番眠たい時間でしょうけども、眠たくならないようにてきばき質問いたします。それでは議長のお許しを得ましたので、早速質問に入ります。まず1番目、GIGAスクール構想の下で整備された端末の更新についてでございます。GIGAスクール構想は2019年12月に文部科学省が補正予算を計上したことに始まり、児童生徒に1人1台ずつ端末を配備し、個別最適な学びをICTを活用して実現していく構想です。翌2020年の新型コロナウイルス拡大に伴い、子どもたちの学びの機会を守るために急速に普及し、今年8月現在GIGAスクール端末は全国で950万台に上ります。今後、これらの端末が順次更新時期を迎えてきます。GIGA第2期では、政府の負担で都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されます。また、MM総研が公表した2024年8月時点でのGIGAスクール構想実現に向けたICT環境調査によると、端末更新の68%は2025年度に集中している。このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処理であります。文部科学省では「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」において、更新端末への補助に当たり、端末の整備、更新計画の考え方および更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去、処分計画の策定、公表を義務付けています。そこで、懸念される事項についてお尋ねをいたします。（1）廃棄更新される端末について、文部科学省、環境省、経済産業省の3省合同で通知された方法で適正に処理されなかった場合、排出事業者とし

ての責任を求められるばかりでなく、第2期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念もあり得ます。そこで、来年以降本町において端末を何台程度新端末に買い替え、旧端末を処分する必要があるのか。リースの場合は、新規リース、返納台数ですね。また、端末を処分する際のデータ消去に対しての認識、具体的な取り組みについてお尋ねをいたします。(2)として、2024年5月17日の環境省の通知では「使用済み端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれており都市鉱山とも呼ばれる。我が国における金属資源の枯渇リスクの観点から、GIGAスクール構想の下で、整備された端末を含めた使用済み端末の適正な再資源化を推進することが必要である。」とされています。このような背景を鑑み、廃棄端末の処理に対してどのような認識か、処理の具体的な流れも含めてお尋ねをいたします。

2番目として、マイナ保険証の普及と利用促進についてでございます。本年12月2日から従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行してまいります。円滑に移行するために政府としては、マイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に努めてきました。本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取り組み月間として、医療団体との連携やあらゆるメディアを通じて広報展開をしています。こうした状況を踏まえて、地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるように、利便性や質の高い医療が受けられるための基盤になっていくように正しい情報の発信が必要だと思っております。本町ではどのような取り組みをしているのかお尋ねをいたします。

以上、お尋ねをします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、西岡議員のご質問にお答えをいたします。なお1番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をします。私からは2番目のマイナ保険証の普及と利用促進についての質問にお答えをしたいと思います。まず、マイナ保険証の情報発信につきましては、町の広報紙、ホームページで随時行っておりまして、マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付され、引き続き医療機関を受診できることなどお伝えをしておるところでございます。また窓口対応として、マイナ保険証のご自身での登録が困難な方への支援や、高額医療費支給申請受付の際マイナ保険証であれば手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されることを説明をいたしまして、マイナ保険証の利用についてのお声かけをさせていただいております。その他、医療現場でのマイナ保険証の定着促進のために、町内の医療機関を訪問し、来院された方へマイナ保険証の利用登録や利用方法などの一連の流れについて説明等も行ったところでございます。受付事務の方へも制度説明とマイナ保険証を基本とする仕組みへのスムーズな移行の協力を依頼をしております。住民の

方が混乱なく安心して医療が受けられるよう、引き続き丁寧な説明と情報発信に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

1番目、GIGAスクール構想の下で整備された端末の更新についての1点目のご質問につきましてお答えいたします。本町の小中学校で使用しているタブレット端末につきましては、令和3年2月に3,600台購入しているところでございます。従いまして、処分対象はこの旧端末3,600台でございます。また、各地方公共団体における故障率を勘案した結果、必要な財源が国により措置され、児童生徒数の15%以内の予備機の整備が可能となったこと、また、一部地域におきまして児童生徒数の増加が予想されることから、次年度に4,000台購入する計画としております。6月議会の一般質問において、令和8年度購入、令和9年度当初より使用開始とお伝えしておりましたが、その後、共同調達会議が県下で組織され、また財政部局との協議が一定整ったことから、令和7年度購入、令和8年度当初より使用開始と計画を変更しております。データ消去につきましては、児童生徒への配慮および取り扱う情報の多様性、多目的性等を鑑みますと、端末の再使用、または再資源化に当たって不可欠なものと認識をしております。具体的には、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインで推奨されている物理的な方法、または磁気的な方法による破壊、データ消去装置またはデータ消去ソフトウェアによる上書き消去などにより、データ消去作業を行う予定でございます。2点目、使用済み端末の再資源化についての認識および処理の具体的な流れについてのご質問にお答えいたします。使用済み端末の再資源化につきましては、適正な処理および資源の有効な利用の確保の観点から、議員同様必要不可欠であるとの認識でございます。再資源化手法につきましては、議員お示しの3省通知におきまして、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への処理委託、または資源有効利用促進法に基づく製造事業者等への処理委託が推奨されているところでございます。処理業者によりまして、処理の流れは若干の差異はあるものと承知をしておりますが、いずれにいたしましても一定の再資源化技術を有しており、加えて回収から再資源化に至るまで情報漏えい対策を講じることが可能な業者の選定が肝要であると思慮しております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

それでは再質に入らせていただきます。ちょっと台数の確認をさせていただきます。今、当初の答弁では3,600台を保有してあると、現状ですね。で、今度15%多めに購入で約4,000台ということで間違いございませんか。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

補助金も付いて、その補助金で購入できるという理解でよろしいんですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

このGIGA端末の第2期の購入に関しての流れでございますが、国から補助金が県の方にまず下りてございます。それを県の方で基金として造成しまして、その基金を各市町の購入の時期に応じて支出していくというような流れになっておりますので、実際は歳入としてはうちに直接国の補助金として入るのではなく、県の基金からの支出という形になろうかと思えます。その手はずについては当然県の方で滞りなく行っておられるものだとの認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。お金の流れも分かりました。次にですね、令和8年使用ということなんですけど、その来た端末はすぐ子どもたち全員に渡って授業で使えるっていう認識でいいんですか。例えば、全部行き渡らない、一遍に来ないとか、その辺のちょっと考え方を教えていただきたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

次年度ですね、共同調達会議の方で調達をする形になろうかと思えます。場合によっては、ちょっと難しい英語でオプトアウトという表現をしてるんですが、このiPadの購入というのは県下で長与町だけでございまして、その場合ですね、調達行為や契約準備行為を町限りで行う必要がある場合がございます。ここについては未確定なんですございますが、いずれにしても7年度の早いうちにその調達行為等を行いまして、設定等を年度内に行い、8年度当初には児童生徒の元に届けられるよう進めてまいりたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

いや、その点については、私が心配しているのは場合によっては子どもたちに行き渡らない、ここに入ってここには行かないっていう、まあ、ないとは思いますが、もしそうならないようにということで今ご質問をしたんです。今お聞きしたら長与町だけということですよ、県下では。うちの導入が早かったので、かなって思うんですけども、その辺の事情は大丈夫なんですね。再度お聞きしますけども。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

すいません理解が悪くて。iPad等のOSを使ってるのが長与町、iPadの購入が長与町のみでっていうような表現でございました。加えて、購入もその台数を一度に購入をする予定でございまして、その調達についても現時点では特にメーカーの方でも問題なくできるものというふうに考えております。要は全児童生徒に行き渡るものとの認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今まで教える側としても、その教師の方々ですね、今までずっと教えてるので大丈夫だろうって思うんですけども、新任の教師の方とかいらっしゃいますよね、再任用は大丈夫かなと思うんですけども、そういう方々が遅滞なく子どもたちにすぐ教えること、使い方も含めて、そこら辺も大丈夫なんですかね。

○議長（安藤克彦議員）

教育長。

○教育長（金崎良一君）

新しく先生になられた方、あるいは他の市町から転入をされた方々もすぐに使えるような状況ではあると思いますし、またこのICTの能力につきましては、むしろ若いの方が非常に早うございますので、これについては問題ないかというふうに捉えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。導入については、おおよそ私の想定する部分に関しては問題がないのかなというふうに思っております。今度、今までの端末の処分についてお尋ねをいたします。先ほどちょっと当初の質問の中でもあったんですけども、リユースとかリサイクルとかあるんですよ。その中で国としては3省合同通知であったように、端末の処理をするに当たって、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律というのがあろうございまして。それに基づいて指定業者への処分を委託また再使用、また再資源

化は処分業者また国の認定を受けていなければならないとあるんですね。で、その確認方法とかあるんですけども、最初に端末を廃棄なのか、それともこういったら下取りっていうか、買い替えっていうか、要するにその辺はどうなんですかね。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今現在使っておりますiPadですね、こちらは私どもの今現時点でのリサーチの結果、有償での売却ができるものと考えております。この場合有価物になりますので、廃棄物処理法の対象外となりますのでその点も大丈夫かというところと、今お話ありました認定事業者であれば、今の小型家電リサイクル法にのっとってこの廃棄物の処理というのもできるということになっておりますので、問題なくできるものとの認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ということは、いわゆる廃棄はしない、廃棄物という捉え方ではなくて有価物という捉え方ですね、分かりました。廃棄するとなれば、いろんな例えばマニフェストとかいろんなものがかかると思うんですが、有価物なので売却ですね。ただ、売却をするとすると、所有権はないんですけど、今度その中にある端末のデータ処理というのは、国の認定事業者っていうお話もございましたが、要するに排出者責任っていうかな、廃棄物法にかからない排出者責任というのがあると思うんですね。そこら辺の端末のデータ処理をより確実に行わなければならないと私は思います。認定事業者っていうかその辺の処理ですね、認定事業者、ちょっとあんまり言うたら。多分本県では難しいというふうに私は、廃棄物とかそういう形で調べているんですけども、他県でも構いませんけども、データの消去、処理はしっかり確認が必要だと思います。そこについてのお考え方をお尋ねをいたします。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

議員がおっしゃられるようにですね、タブレット型端末につきましては多量かつ重要な個人情報が含まれているものと思います。また、ちまたにはデータの復元ソフトなどが存在しまして、データをいったん消去したつもりでも復元が可能であったりしますので、その完全な消去が容易ではない。そして保管ですね、実際おっしゃられたように所有権が向こう側にも渡りますので、その保管の際にも盗難を阻止するような物理的な措置であったりとか、この使用済み小型家電、端末を専用ソフトなどを用いて確実に個人情報に係るデータを削除するということが必要であると思います。ちなみに先ほど来申し上げております小型家電リサイクル法に基づく認定事業者につきましては、今申し上げ

げました2つの大きな点につきまして義務付けられておりますので、要はこの業者に処理委託をすれば今の点は完全に担保できるものとの認識です。プラス最後に実際の間いにございました事業者によるデータの完了後、この場合やっぱりデータ消去完了証明書などの発行を求めることによって、我々側からも事後のチェックが必要ではないかっていうふうに我々も今現時点認識しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。きちんと微に入り細に入り、データの消去もちゃんと担保ができてるといって理解をいたしました。もうあと問題がないのかなというふうに思います。先ほども申し上げたように、廃棄と売却だったら全然また違うんで、そこら辺を売却という形を取って、その後のデータ消去もきちんと行えるということが担保しているみたいですので、あとは遅滞なくきちんと子どもたちに渡せるようにしていただければというふうに思います。この質問はこれで終わります。

続きまして、マイナ保険証に入ります。先ほど同僚議員がもう質問をしましたので、多少かぶるかなとは思いますが、私も一応質問をさせていただきます。まず、本町のマイナカードの普及への取り組みとしては、今までどういうことをされていますか。現状も含めてお答え願いたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

町の広報、ホームページ等で、マイナンバーカードを健康保険証として使った場合のメリット等を記載したもので皆さまにお知らせをしております。先日は医療機関の方を訪問いたしまして、事務の窓口の方に患者様に健康保険証をマイナンバーの方に使っていただくために、お知らせ、啓発等で訪問をいたしまして、患者さんの方にマイナ証をお持ちですかということと、マイナ証を使うとこういうメリットがありますということと直接お伝えをしてきました。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

普及と取り組みについては、ホームページとか広報とかでやられてると。それとまた医療機関も訪問されて啓発をしているというふうに、今答弁を聞いて理解をいたしました。次に、発行数、これはマイナカードともう保険証と一緒にっていう部分でご質問させていただきます。本町の発行数はどれくらいですか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

住民環境課の方からまずマイナンバーカードの発行数についてお答えをさせていただきます。令和6年10月末時点の保有枚数ということになりますけども有効なマイナンバーカードをお持ちの方ですね、この件数が3万2,397人となっております。保有枚数率といたしましては81.3%となっております。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

先ほどのマイナンバーカードをお持ちの方の中で、国保と後期のマイナ保険証の登録率をお伝えします。国保がマイナ保険証の登録率は69.4%、後期のマイナ保険証登録率は63.4%です。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃあ、もうそこそこ、まず保有率が81.3%ということで、もうほぼほぼ行き渡ってるというふうに理解をいたします。3万2,397枚でいいんですかね、3万9,000人いくらかうちの人口が、で3万2,000ということですから、かなりの枚数が行き渡ってる。もちろん国保と社保とあるので、その中の国保で69.4%、後期で63.4%、もうかなりの努力されてるなっていうのがよく見てとれます。医療機関とか病院も訪問されてるっていうことで、なかなか熱心にやられてるなど。その中の医療機関ではほぼカード読み取り機っていうのはもう準備されておりましたか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

36の医療機関中34の医療機関が設置済みです。残る2つの医療機関は、申請中、検討中とのことです。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

じゃあもうほぼほぼ全部の医療機関でできてるということは、もう全てここに通う患者さんも全てそういうやり方がもうそれで通用してるというふうに理解をいたします。私もマイナ保険証を使っております。喉がちょっと弱いんで、季節の変わり目は耳鼻科とかよく行くんですよ。本町内の耳鼻科で使用しております。遅滞なくさせていただいてますし、町外の医療機関にも3カ月に1回、健康保険課のご指導で病院に通っております。血圧、糖とか中性脂肪とかですね、そこをご指導いただいたんで、その医療機関に通ってますけども、市内ですけどね、非常に数はよく来られてるところけど、全然遅

滞がなく使用できるという現状本人が身をもって感じております。付け加えておきます。そこで、このカード読み取り機というのが導入をすれば確か補助金があると思うんですね、医療機関に対して。その確認をしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

顔認証付きカードリーダーは、病院であれば3台まで無償提供、大型チェーン薬局は1台無償提供、診療所、薬局は1台の無償提供となっております。この他にネットワーク環境の整備などでも補助金があっております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ということは、これを導入することによって医療機関の金銭的負担はないということ、ほぼほぼですね、ないということ、理解をしたいと思います。そうそう、支援金が最大20万円から病院では40万円あるっていう、私が調べた資料ではあるんですよ。だから、金銭的負担はほぼほぼないのかなあというふうに思います。まずそれが1点。次にですね、この申請に来れない方、役所の窓口マイナンバーカードと医療保険証とひも付けて申請に来れない方の対応はどのようにされておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

窓口マイナ証の登録等に来れない方は、モバイル型の端末というのがありますので、もしくはご自宅の方でマイナポータルの方でひも付け等をしていただくこととなります。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

自宅出張申請の受け付けですね、私が調べた資料の中では石川県のある町、宝達志水町っていうんですか、ここではそれをやっていると。町の広報で個人宅で出張申請を受け付けて、受け付けを実施している旨を通知して、準備物について確認した上で訪問をします。各個人のお宅でやっているとことですよ。完成したカードは申請者宅に郵送をするという形でした。また、施設等が本町内にもあると思います。そういう所も結構特別養護老人ホームとかグループホームとかあるんで、そういう方々は来庁が難しいというので、そういう方々に対しての出張申請って申しますかね、についての制度、制度っていったらあれでしょうけども、どういうふうにやられてるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

本町におきましても、施設の方にご案内を差し上げまして、出張申請を行わせていただいております。その中で、マイナンバーカードの新規の申請と交付をさせていただいております。その中で同意を頂いた方につきましては、保険証のひも付け、そこまで行わせていただいております。実績といたしましてはですね、これはちょっとマイナンバーカードの出張申請の件数になりますけれども、令和5年度で3施設38名、令和6年度につきましては今のところ1施設4名の方々に交付をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

もうじゃあ既にそういう施設には出向いて申請のお手伝いをしてるという理解をしたいと思います。私がつたない調べ方でございますけれども、調べた中でも静岡県の焼津市ってのがあって、そこではやっぱり窓口に来庁することが困難な方は市内の介護施設で出張申請受け付けをしていると。カードを取得していない入所者や施設職員に対して市の職員が顔写真を撮影して、申請書の記入方法を説明し、完成したカードは後日書留郵便で施設に送るということもやって、うちのね、本町でもやられてるということで。令和5年というけども、昨年から取り組んでおられるということで、普及活動に向けて一生懸命頑張っておられるなというのがよく見てとれました。ありがとうございます。次にですね、この、もう保険証と使用するのもうもちろんのこと、で、この活用方法というのをマイナカードの場合は国の方も言うております。いろんなさまざまな活用方法があると思いますけれども、本町ではどのような活用が考えられるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

マイナンバーカードの活用方法、利便性とか利用拡大ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、まずマイナンバーカードにつきましては、本人の確認書類になるということがまず一つ言えまして、そして長与町におきましてはマイナンバーカードを利用いたしましてコンビニエンスストアなどで住民票であったりとか各種証明書の取得ができる、いわゆるコンビニ交付ですね。この活用ができるということになります。また、今回の健康保険証としての活用ができるなどがございます。また、他にも公金受取口座の登録であったり、行政サービスまたは民間サービスにおいても活用できるということになっております。今後も運転免許証の一体化であったり、パスポートの新規申請、こういったことが予定をされておまして、利用拡大が図られているようでございますけれども、本町といたしましても、それに沿ってマイナンバー活動の利用拡大に向

けては取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

理事がおっしゃったとおり活用を、今から今度広報でもやっぱりいろいろこう住民の方々にお知らせするべきというふうに思います。先ほど同僚議員が質問した時の答弁の中で、高額医療についてはもう自動的に活用できるとか、子育ての関連手続き、引っ越しサービスもできると。それと図書館カードに使ってる所もあると。図書館のカードをわざわざ発行、枚数が増えないように、これ1枚でできるように、図書館カードとかしと。本町も今から図書館を造ると言ってるんで、そういうことでも活用ができればというふうに思います。それとNTTデータとか日本郵政では社員証として使ってるという話でもあります。徳島県庁も社員証というか、で利用してるという話もございました。一番、一番というか私がこれうちの党でも推奨しております、コロナの時に支援金って10万円ずつ配りましたね。あれ事務が2、3カ月かかるんですよ。その時にマイナカードがあればすぐできるんですよ。事務の時間が短縮できるんですよ。それで、それを聞いてからなるほどって。それまで私もちょっと怪しいなと思ってたんですけども、そういう便利なことができるんだというふうに理解いたしまして、すぐ登録申請をしたこともあります。ですから、こういう形でどんどん普及を図るべきではないかなと。これが健康保険証だけだったらできないんです。マイナカードだからこれができるんですよ。今後もまたそういうふうな形でいろいろ、例えば大規模災害があった時にマイナカードを保持していけばどこの誰かっていうすぐ分かるっていうこともあります。ですからどんどん普及をしていくべきだというふうに私は思います。また私が先ほど申し上げた特定健診とかですね、薬事療法、今お薬手帳って持って行ってですね、私よく忘れていくんですけど、薬屋に行った場合に「お薬手帳は」って言ったら「ああー」ってすぐ取りに帰ってから持っていくんですけども、マイナ保険証にしとけばそのまま提示しただけで薬の履歴がすぐ分かる。例えば救急車で運ばれた時も持ってればすぐ使い方ができるということもあります。そういう形で、これいろんな庁舎一体となって住民環境課と健康保険課じゃなくて、他の課も一緒になって普及を図るべきと思いますが、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

せっかくあるマイナンバーカードですので、利用できる場所は利用していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

前向きと捉えられるご答弁が頂けましたので、マイナ保険証の利用と整備についてはこれで終わりたいと思います。すぐ前向きな答弁が頂けたことに感謝をいたしまして、私の質問は終わります。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時10分まで休憩します。

（休憩 14時54分～15時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、西田健議員の①鳥獣被害対策について、②長与皿山窯跡の保存整備事業についての質問を同時に許します。

7番、西田健議員。

○7番（西田健議員）

最後の質問者となりました。よろしくお願いをいたします。①鳥獣被害対策について。さまざまな鳥獣被害防止対策を講じているにもかかわらず、一向に減らない被害。イノシシなどが生活圏にまで出てくるようになり、赤道の土手や庭先、さらには家庭菜園までが荒らされている現状にあります。長崎・西彼地域鳥獣被害防止計画を基に被害状況を確認したところ、長与町では令和3年度イノシシによる被害金額が691.2万円、カラスによる被害金額が36.7万円、アナグマによる被害金額が76万円でありました。1年を通じてほぼ全域において農作物被害と生活環境被害が拡大しています。現在、鳥獣被害防止計画を基に、令和5年度から令和7年度までの年度ごとに減額目標を定め、各種取り組みを実施しているところであります。現在の状況についてお伺いします。（1）被害軽減の達成状況は順調か。令和5年度の実績をお伺いしたい。（2）従来講じてきた被害防止対策の中で、各種課題の達成状況はどうか。（3）一般家庭でも被害が発生している中、ワイヤーメッシュ柵の助成ができないか。（4）長崎市、時津町との連携は行っているか。

②長与皿山窯跡の保存整備事業について。本件は、史跡の保存と管理を確実に行うため、平成20年度より用地買収に着手。現在、買収予定面積の63.5%を買収済みで、残りについては継続して交渉を行っています。さらに、発掘調査の実施および保存、管理、活用方法について検討を行っています。そこで、以下について質問いたします。（1）令和3年度から実施した発掘調査についての状況をお伺いします。（2）発見された遺物についての保存、管理についての計画をお伺いします。（3）皿山窯跡の環境整備についての計画をお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは西田議員のご質問にお答えをいたします。なお、2番目のご質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、大きな1番目の鳥獣被害対策についての1点目、被害軽減の達成状況についてのお尋ねでございました。令和5年度の実績を申し上げますと、被害面積が2.2ヘクタール、被害額はイノシシが612万2,000円、カラスが6万円、アナグマが51万円、総額669万2,000円でございます。被害面積、被害額ともに令和3年度より減少しており、令和7年度の削減目標に対しましておよそ55%を達成をしております、順調に推移していると考えております。2点目でございます。被害防止対策における課題の達成状況についてのご質問でございます。現在、被害防止対策のうち捕獲等に関する取り組みにおきましては、狩猟免許の取得経費を助成しており、令和4年度に5名、令和5年度に2名、令和6年度に1名の狩猟免許の取得がございました。課題となっております狩猟の担い手の育成につきましては、令和4年度以降、新たに6名の方が猟友会へ入会し、研修を受けながら捕獲活動に従事していただいているところでございます。また、防護柵の設置などに関する取り組みにおきましては、従来、農地における防護柵の購入を助成してきたところでございますが、生活環境被害に係る防護対策の実施、生活環境被害に係る支援制度の充実が課題となっております。本町におきましては、令和4年度より自治会へのワイヤーメッシュの貸与を始めているところでございます。最後に、生息環境管理の取り組みにおきましては、国、県事業を活用し、イノシシの近寄りやすい緩衝帯の整備を対策として実施していく中で、地域ぐるみでの組織的活動の検討が課題となっております。こちらにつきましては、県事業による里山林整備により整備され、緩衝帯となりました森林につきまして、3地区におきまして地元自治会等を基盤とした協議会を組織して、維持管理を実施していただいているところでございます。効果的な被害防止対策を行うためには、地域に主体的に防除に取り組んでいただくことが重要でございまして、町といたしましても、地域と一体となって野生鳥獣を農地や生活圏に寄せ付けない体制づくりを目指し、今後も被害軽減に向けて、捕獲対策、防護対策、すみ分け対策の3対策を引き続き推進するとともに、生活被害対策にも取り組んでまいりたいと思っております。3点目でございます。一般家庭へのワイヤーメッシュ柵の助成についてのご質問でございます。議員のご質問の中にもございましたとおり、野生鳥獣の生息区域の拡大に伴い、最近では生活圏でのイノシシの目撃情報もあり、今後は生活環境被害も増加していくのではないかと懸念しているところでございます。先ほども申し上げましたけれども、本町におきましては、令和4年度よりイノシシなどの有害鳥獣による生活環境被害を防止するため、自治会へのワイヤーメッシュ柵の貸与を行っているところでございます。活用状況といたしましては、令和4年度に1自治会へ210メートル、令和5年度に1自治会へ74メートルの貸与を実施した次第でございます。

続きまして、4点目の長崎市、時津町との連携についての質問でございます。市町域をまたがる広域地域におきましては、長崎市、時津町、西海市、長崎県県央振興局、および長崎西彼農業協同組合等とともに長崎・西彼有害鳥獣対策協議会を組織し、被害防止対策の充実強化を図っておるところでございます。協議会では、国庫補助事業を活用した狩猟免許取得の助成や、箱わな等の購入事業の他、各市町の取り組みに加えまして、より効果的な対策を図るため情報交換を行いながら、関係機関の連携の下、有効な被害防止対策を検討いたしておりまして、被害を軽減できるよう努めているところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目、長与皿山窯跡の保存整備事業についての1点目、令和3年度から実施した発掘調査の状況についてのご質問につきまして、お答えいたします。本地域につきましては、長与三彩関連遺構および隣接する長与皿山窯跡の実態を解明し、その遺跡の保存を目的とした長与三彩関連遺構発掘調査を令和3年度から行っております。第1期目の成果といたしましては、付近一帯が焼き物生産地域であったこともあり、隣接する長与皿山窯跡の操業期と時代が一致する整地面（土層）が確認され、近世陶磁器である皿や碗の一部、窯道具やれんが等、この地で操業されていたとされる焼き物の関連の遺物が多数見つかった状況でございます。しかし、その途中に本調査の指示役である町の専門職が不在となり、調査自体の中断を余儀なくされ、現在に至っている状況でございます。本調査自体は期限を設けた事業ではなく、調査を目的としたものであるため、今後は早期に専門職員を任用し、継続した調査となるよう努めてまいります。2点目、発見された遺物の保存、管理計画についてのご質問にお答えいたします。本調査にて発掘された各種遺物である埋蔵文化財につきましては、現在、長与南小学校の一室を利用し保存している状況です。今後は、調査を含め、新しく任用される専門職員とともに公開を加味した適切な管理となるよう努めてまいります。3点目、皿山窯跡の環境整備計画についてのご質問にお答えいたします。皿山窯跡付近の環境整備につきましては、背後地が山林であることもあり、草木が生えやすい環境となっているため、年2回の除草作業を行っている状況でございます。また、皿山窯跡本体につきましては、そのまま残すという現状保存という方法で後世まで伝えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず1番目ですけれども、今回、鳥獣被害対策ということでいろいろと調べたんですけども、先ほど、まず聞きたいのが、町長の答弁

で実績、順調であるというふうにあったんですけども、この例えばイノシシの3年度が691.2万円が、令和5年度では612万円と約71万減と。カラスに対しては被害額が36.7万円が6万円、さらにはアナグマ等についても減少と、全て順調にいったるよ
うにこのデータから見るんですけども、このデータの算出根拠をお願いしたいんですけども。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

被害の面積や被害の額についての算出根拠でございますが、そちらは農協の実行組合を通じまして、各農家さんに上半期、下半期での被害状況ということ調査を依頼して回答を頂いたものを集計をしております。令和4年度、5年度の算出の方法としましては、被害を受けた鳥獣の種類、発生した農地の所在、農作物、農地の台帳の面積、実際に被害に遭った面積を回答いただきます。その回答いただいた被害面積に対しまして、県で定められております農作物の反収ですね、10アール当たりの平均収穫量、こちらを乗じて算出された数値を被害額ということで集計をしております。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

これからいくと今現在ですね、イノシシはもう農業従事者にちょっと聞いたんですけど、今でもひどい、ずっとひどいということ言われてるんですけども、この減少というのが、私はちょっと信じられないんですけども、この農家さんに調査依頼をされたのは、回答は全部来たんですかね。回答をされておるのかどうかお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

回答率ということでの集計はしておりませんが、結果を見る限りはほとんどの農家で提出はしていただいているものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

一応私ですね、事前に農業従事者の何名かの方にちょっとお伺いしたんですけども、回答してないと。ゼロということで回答しとる人がいたんですけども。そういうことからすれば、実際のこのデータは集まっただけを足しただけですよ、これね。ですから、未回答の方がおられるということは、本来ならもう少し上がると、実際増えてるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

我々も毎年毎年同じような調査をさせていただく中で、被害に遭ってますというのも農家さんも面積を調べていただいたりというのが、やはり負担になってる部分もあるんじゃないかなとは思って、そういうふうなことで回答の提出していただく内容が実際と合っていないものもある可能性もあるという思いではおるところで、調査に当たってはできるだけ正確な数字を上げていただけるようなことでお願いをしております。正確な数字が上がってこないと、対策についても、効果があつてるということで十分な対策がいかない、できないということも考えられますので、そういうお願いをしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

調査票なんですけども、ちょっと私も素人なんであれなんですけども、書くのに結構、何か地番を行って調べて、それからその広さも測って、それをまたお金にあれして、提出をするということで結構難しいという方もおられます。そういうことで、例えば今農家の方が提出されたことについて、その他はもう未提出の方もおられるというのは把握されて、その後の何らかのフォローみたいな、どうでしょうかというようなフォローなんかはされてますか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

手書きで集計を提出をさせていただいている中で、実際は土地の番地と面積を出していただいているところです。その集計自体を町の職員の方でしてござりまして、かなりの数になりますのでその数字で上がってないということでのフォローアップでの調査っていうことは実際いたしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

要望なんですけども、要は今回出とる被害額、それから被害面積、これは本当の数字じゃないと。もう未提出の方がおられるんで、実際に被害があつても未提出の方がおられるということは、このデータは一応確かなものじゃないということで、本来今後もう対策を講じるからには町の方としても、農家の方にもう一度フォローをして提出をさせていただくようなちょっと努力をしてほしいと、要望です。お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

ご提案ありがとうございます。たしかに農業者の方が大部分が出していただかないと正確な被害というものは算出できないと思っております。そういった正確な被害をうちが把握した中で、次の対策に移れるものであるというふうに考えておりますので、やはり今後、来年度に向けましてはまたそういった会議の場で、再度なるべく提出をしていただくように、再度また農業者の皆さまにお願いをさせていただければなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

よろしく願いいたします。それで調査票についてなんですけども、一応農家の方にちょっと聞いたんですけども、これ農家の方の希望なんですけども、調査時期なんですけども、これ調査時期は今回のデータというのは調査時期はいつ頃だったんですかね。9月か10月とか聞いたんですが、その頃ですか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

詳細な時期っていうのはちょっと把握してないんですけども、上半期の結果の集計ということになりますので、9月以降にお願いをして出していただいているものでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

農家の方にしたら、その調査票が来たらですね、一番忙しい時とかですね、実際、被害が出るのはもう今から12月とか1月とか2月とかですね、その頃にイノシシとかが来るということで、本来ならもう少し後に提出時期を遅らせてもらうような、町の方の考慮ができないか、お伺いします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

調査の時期につきましては、県全体での集計もでございますので、長与だけがずらすっていうことはちょっと難しいかなと思うんですけども、上半期、下半期で年2回調査をお願いをしておりますので、その時期等については、また農家さんとも話を伺いながら検討させていただければなと思います。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

分かりました。よろしく申し上げます。7年度があれなんで、7年度の結果を実際見てみたいと思ってますんでよろしくお願ひいたします。次の質問なんですけども、ワイヤーメッシュ柵なんですけども、今回、一般家庭にもということで、ちょうどこれは一般家庭の方から今回通告書にも書いとる、家庭菜園をやられたということなんですけども、やはりこれ結構高額であれなんでできないかということなんですけど、補助ができないかということで、先ほど自治会の方で対応するというふうにしたしか答弁あったと思うんですけども、その自治会というのは、どういう感じですか、ちょっとお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

自治会貸与につきましては、自治会の区域内の生活圏等にイノシシが出てくるとかという所で、山際にワイヤーメッシュを設置したいとかですね、そういったご要望に対してワイヤーメッシュの柵を貸与するものでございます。申請につきましては自治会長の方で産業振興課に来ていただいてご相談していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

分かりました。個人的にはなかなか難しいということですね。自治会として柵を設けるといようなニュアンスでいいですかね、そういう感じですかね。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

あくまで個人のお宅とか家庭菜園とかいうことではなくて、自治会として管理をしていただける所につきまして貸与をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

分かりました。次の質問で、まず各種課題の達成状況はどうかということであるんですけども、猟友会への捕獲業務ということで委託ということであるんですけども、実績を受け、この西彼地域鳥獣被害防止計画の中に、長与町では捕獲計画っていうのを書いてあるんですけども、イノシシが令和5年度120頭、カラスが20羽、タヌキが10頭、ヒヨドリ100羽、アナグマが50頭とアライグマ2頭と、こういう捕獲計画を立

ててるんですけども、イノシシとアライグマの実績は分かりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

イノシシの捕獲につきましては、実績としまして令和4年度が152頭、令和5年度が175頭、アナグマにつきましてはタヌキ等と同じで中型哺乳類という分類で、中型哺乳類として令和4年度が66頭、令和5年度が43頭の捕獲実績でございます。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

分かりました。イノシシについては予想以上に捕獲されてるということで、この捕獲するのは猟友会の方がされるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

捕獲をしていただくのは町に捕獲の登録をしていただく方ってなるんですけども、猟友会の方と町職員でも免許を取得した者がわなの設置をして捕獲に当たっているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

これは例えば農家の方がイノシシを被害に遭ったから捕獲してほしいというふうに、それは町の方に申し出て猟友会が動くという、そういうシステムになってるのでしょうか。どういうシステムになってるのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

町の方にご相談をまず頂ければ、そこから猟友会の方に相談をして、実際農地への侵入経路だとか、近くでどこに住んでいることが想定されるかっていうところを勘案して、わなを設置したりっていうことで対応しております。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

分かりました。そして、次にですね、今現在イノシシ結構被害を今してですね、もう市街化区域内にどんどん入ってきてるということを聞いております。そういうことで、市街化区域内に入らないような何らかの方法という、ちょっとあれかもしれない、対策

は何か考えておられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

市街地に直接入らないというような具体的な対策っていうのはなかなか難しいところではあるんですけども、耕作放棄地が増えたりとかでイノシシの生息区域が市街地に近づいているということがございますので、そういった農業面での支援とか補助制度とかで、農地とかイノシシ等が近づかないような緩衝帯の整備とか、その辺りも含めてですね力を入れていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

最後に1点だけ、従来講じてきた防止対策の中で、ICT捕獲技術の検討実証機器の購入助成と。ICT捕獲技術というのはどういうものか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ICT捕獲技術というのは、わなが動物が入った時にわなが作動したら、わなに捕獲されましたっていうことで通報がわなの設置者の方にメールでいたりとか、あとはわな自体を監視するようなシステムでございます。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

最後ですけども、今お聞きした状況では現在の状況から思うに、まだ今後市街化区域内にイノシシがさらに増加するのではないかと私は危惧しております。最悪、人的被害が発生することがないように、早い段階でもっと抜本的な対策が必要であると私は思っております。そういうことで一般家庭のワイヤーメッシュ柵助成とかですね、この辺も積極的に取り組んでいただければと思っております。これは希望です。そういうことで、今後も状況については定期的に確認していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。長与皿山の窯跡の保存ということで、先ほど学芸員の方が今不在ということをお聞きしたんですけども。今回この質問をしたのは、視察で皿山の方に行ったら、もうすごい草が、雑草があるんでもう全然窯跡も、そういう学芸員の方がおられないというのは私知らなかったんですけども、そういう発掘をしたりとかそういうのが到底もう無理な状況であるんですけども、そういう件でちょっとお聞きをしたいと思いますんですけども、10次総合計画の中で、文化財の保存活用ということで「長与皿

山窯跡をはじめとする本町の貴重な文化財の適正な保存に努めながら、本町の個性として多様なまちづくりへの活用に努めます」と一応書いてあります。そういうことで、今の雑草が生えとるとというのが、ちょっともう発掘調査もできないし、見学もできないと。もう全然できない、蚊がもうあれしてですね、そこら辺は町としてどう考えてるか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず窯跡の方ですね、こちらは年2回の草刈りという形でやっております。ここ自体が、草が生えてても土より下の部分については一切手を加えてない状況ですので、現存保存という形でやっていけるものと思っております。もう一つですね、ご質問ありました令和3年度からのやってる所ですね、こちらにつきましてはどうしても、こちらも同じように無理に現状を触ることなく、そのまま残しとって、いざ発掘する時にいつでも動けるような形で残していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

学芸員の方が早く来られてですね、リードしていただければいいと思ってるんですけども、ちょっとこれで、すみませんが、遺跡巡りが令和元年25人を令和7年度40人と。この遺跡めぐりというのはされとるんでしょうか。もう学芸員がおられんからあれかな。ちょっとお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今現在は中断しております。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

学芸員がおられないからあれなんですけども、通告外だったら教えてください。長与町に各遺跡、遺跡が約30カ所ぐらいあるんですけども、これは町として何らか定期的なパトロール等はされてるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

30カ所全て、三十数カ所ありますけど、全てについてパトロールを行っているわけではありません。ただ必要な箇所については見に行ったりとかしてるところもあります。

○議長（安藤克彦議員）

西田議員。

○7番（西田健議員）

ぜひ遺跡については環境をちゃんと整えて、事前にパトロールしてもらえればと思います。ちなみに五輪の塔でしたっけ、私ちょっと行ったんですけども、看板が字が読みにくい状況になってるんでそこら辺ちょっともう一度確認をお願いします。一応もうあとは学芸員の方が来られてのあれになるんですね。一応、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで西田健議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 15時48分）